

「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」への対応及び経済環境等を踏まえた
上場制度の整備等に伴う「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表	11
3. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	12
4. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	18
5. 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表	19
6. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	20
7. 東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	23
8. 会員における上場適格性調査体制に関する規則の一部改正新旧対照表の一部改正新旧対照表	24
9. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	25
10. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	31
11. 有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表	46
12. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	48
13. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	67
14. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	68
15. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	70
16. 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表	74
17. 東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の取扱い一部改正新旧対照表	76
18. 退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領 の特例の一部改正新旧対照表	78

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続) 第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。<u>ただし、第7号a及び第8号aに掲げる書類については、本所がその都度定める日までに提出すれば足りるものとする。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)新規上場申請者の幹事金融商品取引業者(幹事である金融商品取引業者をいう。)である本所の会員(会員に準じるものとして本所が適当と認める非会員金融商品取引業者を含む。以下「幹事会員」という。)が作成した<u>次のaからcまでに掲げる書類</u></p> <p>a <u>本所所定の「推薦書」。</u>ただし、Q - B o a r dへの新規上場申請者は、添付を要しない。</p> <p>b <u>本所所定の「確認書」</u></p> <p>c <u>公開指導及び引受審査の過程で特に留意した事項及び重点的に確認した事項を記載した書面</u></p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。</p> <p>(1)新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過した後となる場合</p> <p>当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。<u>ただし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるもの</u></p>	<p>(新規上場申請手続) 第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 新規上場申請者の幹事金融商品取引業者(幹事である金融商品取引業者をいう。)である本所の会員(会員に準じるものとして本所が適当と認める非会員金融商品取引業者を含む。以下「幹事会員」という。)が作成した<u>本所所定の推薦書</u></p> <p><u>ただし、Q - B o a r dへの新規上場申請者は、添付を要しない。</u></p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>3～9 (略)</p> <p>6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。</p> <p>(1)新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過した後となる場合</p> <p>当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。<u>この場合において、「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号</u></p>

とする(次の第2号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ。)

(2)・(3) (略)

(4) 第1号から第3号の規定に基づき「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書の写しを提出する新規上場申請者が、連結財務諸表を作成すべき会社である場合

第1号から第3号までに規定する期間の末日における四半期貸借対照表

7～9 (略)

10 新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合の第1項に規定する有価証券上場申請書には、第2項から第9項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1)～(6) (略)

(7) その他本所が必要と認める書類

11・12 (略)

(本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第4条の2 第2条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者が次の各号に掲げる行為を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券等の上場申請を行うことができるものとする。

(1) 上場日以前に解散会社となる合併(上場会社が当事会社となる場合を除く。)

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場

の3様式)」に準じて作成するものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとする(次の第2号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ。)

(2)・(3) (略)

(新設)

7～9 (略)

10 新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合の第1項に規定する有価証券上場申請書には、第2項から第7項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1)～(6) (略)

(新設)

11・12 (略)

(新設)

合に限る。)

(2) 上場日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転(上場会社が当事会社となる場合を除く。)

当該他の会社又は当該他の会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。)

2 前項の規定により本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第1項から第10項までに規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。 (新設)

3 第1項の規定による本則市場への上場申請にあっては、第7条の4の第1号及び第7条の5に規定する書類の提出は、第1項各号に定める者が提出するものとする。 (新設)

4 第1項の規定により本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準第4条第1項の規定の適用については、同条第7号d中「新規上場申請者に係る株券等」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券等」とする。 (新設)

5 第1項の規定により本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準第4条第2項の規定の適用については、同項中「前項第3号から第7号まで」とあるのは「前項第3号から第6号まで、有価証券上場規程第4条の2第4項において読み替えて適用する第4項第1項第7号」とする。 (新設)

(Q-Boardへ上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合)

第4条の3 第2条第1項の規定にかかわらず、新規上場申請者が、次の各号に掲げる行為を予 (新設)

定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する株券等のQ - B o a r dへの上場申請を行うことができるものとする。

(1) 上場日以前に解散会社となる合併（上場会社が当事会社となる場合を除く。）

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) 上場日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転（上場会社が当事会社となる場合を除く。）

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）

2 前項の規定によりQ - B o a r dへ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第1項から第10項までに規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。 (新設)

3 第1項の規定によるQ - B o a r dへの上場申請にあっては、第7条の4第1号及び第7条の5に規定する書類の提出は、第1項各号に定める者が提出するものとする。 (新設)

4 第1項の規定により、Q - B o a r dへ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準第6条第1項の適用については、同条第5号d中「上場申請に係る株券等」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券等」とする。 (新設)

(上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)

第4条の4 上場会社は、次の各号に掲げる行為 (新設)

を予定している場合には、当該各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める者が発行する上場株券等の上場市場の変更の申請を行うことができるものとする。

(1) 上場市場の変更日以前に解散会社となる合併

合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) 上場市場の変更日以前に他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転

当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該株式交換又は株式移転に際して交付する場合に限る。）

2 前項の規定により本則市場への上場市場の変更申請を行う上場会社についての第12条の3第2項の規定の適用については、同項中「当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券」とあるのは「当該上場市場の変更申請に係るすべての上場株券等」とする。 (新設)

3 第1項の規定により本則市場への上場市場の変更申請を行う場合にあっては、第12条の3第3項及び第4項に規定する書類のほか、本所が定める書類を本所がその都度定める日までに提出するものとする。 (新設)

4 第1項の規定により本則市場への上場市場の変更申請を行う上場会社についての株券上場審査基準第7条第1項の規定の適用については、同項中「第4条第1項から（第7号の2及び第9号を除く。）から第4項」とあるのは「有価証券上場規程第4条の2第4項の規定により読み替えて適用する第4条第1項及び第4条の2第5項の規定により読み替えて適用する第4条第2項」とする。 (新設)

(上場市場の変更)

第 1 2 条の 3 上場有価証券の Q - B o a r d からの本則市場への上場市場の変更は、上場有価証券の発行者からの申請により行うものとする。

2 Q - B o a r d から本則市場への上場市場の変更を申請する者(以下「上場市場変更申請者」という。)は、当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券(受益証券を除く。)について上場市場の変更申請を行うものとする。

3 上場市場変更申請者は、本所所定の「上場市場の変更申請書」及び「上場市場の変更申請に係る宣誓書」を提出するものとする。

4 前項に規定する「上場市場の変更申請書」には、上場市場変更申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業内容に関する重要な事項等を記載した「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」その他本所が定める書類を添付するものとする。

5 本所は、上場市場の変更審査のために必要と認めるときは、上場市場変更申請者に対し前各項に規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場市場の変更審査に対す

(上場市場の変更)

第 1 2 条の 3 上場有価証券の Q - B o a r d からの上場市場の変更(Q - B o a r d 上場銘柄を Q - B o a r d に係る上場制度以外の上場制度に基づき上場する有価証券とすることをいう。以下同じ。)及び Q - B o a r d への上場市場の変更(Q - B o a r d に係る上場制度以外の上場制度に基づき上場する有価証券を Q - B o a r d 上場銘柄とすることをいう。以下同じ。)は、上場有価証券の発行者からの申請により行うものとする。ただし、当該上場市場の変更は、上場後 2 年間以上を経過していない場合には、申請できないものとする。

2 Q - B o a r d からの上場市場の変更又は Q - B o a r d への上場市場の変更を申請する者(以下「上場市場変更申請者」という。)は、当該上場市場変更申請者が発行者であるすべての上場有価証券(受益証券を除く。)について上場市場の変更申請を行うものとする。

3 上場市場変更申請者は、本所所定の「上場市場変更申請書」を提出するものとする。

4 第 3 条第 2 項(第 1 号、第 4 号及び第 6 号から第 9 号までに限る。)及び第 7 項の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と読み替えるものとする。

5 第 3 条第 1 1 項の規定は、上場市場の変更審査について準用する。

る協力を求めることができるものとする。

(削る)

(上場市場の変更審査料)

第12条の4 上場市場変更申請者は、本所が定める金額の上場市場の変更審査料を、上場市場の変更申請日に納入するものとする。ただし、第12条の5第1項の規定に基づき上場市場の変更予備申請を行った有価証券について、上場市場の変更予備申請書に記載した上場市場の予備申請を行おうとする日の属する事業年度(上場市場の変更申請を行おうとする日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度)に上場市場の変更申請を行う場合には、上場市場の変更審査料を納入することを要しない。

(上場市場の変更予備申請)

第12条の5 上場市場の変更申請を行おうとする者は、当該申請を行おうとする日の直前事業年度の末日(当該申請を行おうとする日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日)から3か月前より後においては、上場市場の変更申請を行おうとする日その他の事項を記載した「上場市場の変更予備申請書」及び上場市場の変更申請に必要な書類に準じて作成した書類(提出することができるもので足りる。)を提出することにより、上場市場の変更申請の予備的申請(以下「上場市場の変更予備申請」という。)を行うことができる。

2 前項の規定により上場市場の変更予備申請が

6 上場市場変更申請者は、Q Boardからの上場市場の変更又はQ Boardへの上場市場の変更の申請を行う時に、本所所定の上場市場の変更申請に係る宣誓書を提出するものとする。

(上場市場の変更審査料)

第12条の4 上場市場変更申請者は、本所が定める金額の上場市場の変更審査料を、上場市場の変更申請日に納入するものとする。

(新設)

行われた場合には、第12条の6第1項に規定する「株券上場審査基準」に適合する見込みがあるかどうかについて審査を行う。

3 第12条の3第5項の規定は、前項の審査を行う場合について準用する。

4 上場市場の変更予備申請を行う者は、本所が定める金額の上場市場の変更予備審査料を、上場市場の変更予備申請の日に本所に納入するものとする。

(上場市場の変更審査)

第12条の6 (略)

2・3 (略)

(吸収合併等の場合の上場市場の変更)

第12条の7 前4条の規定にかかわらず、Q-Boardの上場会社が本則市場の上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為を行った場合で、当該Q-Boardの上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときは、本所が定める日に、当該上場会社が発行者であるすべての上場有価証券について、Q-Boardから本則市場への上場市場の変更を行うものとする。

2 本則市場の上場会社がQ-Boardの上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為を行った場合で、当該既存市場の上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときは、本所が定める日(当該上場会社が吸収合併等の場合の上場市場の変更に係る審査を希望する場合には、3年以内に本所が定める基準に適合しないとき)に、当該上場会社が発行者であるすべての上場有価証券について、本則市場からQ-Boardへの上場市場の変更を行うものとする。

3 会社が株券上場審査基準第4条第3項各号の

(上場市場の変更審査)

第12条の5 (略)

2・3 (略)

(吸収合併等の場合の上場市場の変更)

第12条の6 前3条の規定にかかわらず、Q-Boardの上場会社が既存市場の上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為を行った場合で、当該Q-Boardの上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときは、本所が定める日に、当該上場会社が発行者であるすべての上場有価証券について、Q-Boardから既存市場への上場市場の変更を行うものとする。

2 既存市場の上場会社がQ-Boardの上場会社の吸収合併又はこれに類するものとして本所が定める行為を行った場合で、当該既存市場の上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときは、本所が定める日(当該上場会社が吸収合併等の場合の上場市場の変更に係る審査を希望する場合には、3年以内に本所が定める基準に適合しないとき)に、当該上場会社が発行者であるすべての上場有価証券について、既存市場からQ-Boardへの上場市場の変更を行うものとする。

3 会社が株券上場審査基準第4条第3項各号の

適用を受けて上場した場合（新設合併、株式移転又は新設分割をする場合において、一の当事者が本則市場の上場会社であり、一の当事者がQ - B o a r dの上場会社であって、かつ、本則市場の上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認める場合に限る。）において、3年以内に本所が定める基準に適合しないときは、当該会社が発行者であるすべての上場有価証券について、本則市場からQ - B o a r dへの上場市場の変更を行うものとする。

4 前条第3項の規定は前3項の場合について準用する。

（吸収合併等の場合の市場変更に係る審査の申請）

第12条の8（略）

2・3（略）

平成13年10月1日改正付則

（上場手数料に係る経過措置）

第3条 改正後の有価証券上場規程別表第1（上場手数料）1の規定にかかわらず、この改正規定施行の日以後に、新規上場申請者の上場申請した株券の上場（Q - B o a r dへの上場を除く。）がなされる場合における上場手数料は、当分の間、次に定める金額とする。

[定額] 300万円

[定率]

上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数(以下「投資単位調整後上場株式数」という。)について

1単位につき 12円(2,000万円を上限とする。)

「投資単位調整後上場株式数」

= 「上場株式数」 × $\frac{\text{「上場日の投資単位」}}{50 \text{ 万円}}$

適用を受けて上場した場合（新設合併、株式移転又は新設分割をする場合において、一の当事者が既存市場の上場会社であり、一の当事者がQ - B o a r dの上場会社であって、かつ、既存市場の上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認める場合に限る。）において、3年以内に本所が定める基準に適合しないときは、当該会社が発行者であるすべての上場有価証券について、既存市場からQ - B o a r dへの上場市場の変更を行うものとする。

4 前条第3項の規定は前2項の場合について準用する。

（吸収合併等の場合の市場変更に係る審査の申請）

第12条の7（略）

2・3（略）

平成13年10月1日改正付則

（上場手数料に係る経過措置）

第3条 改正後の有価証券上場規程別表第1（上場手数料）1の規定にかかわらず、この改正規定施行の日以後に、新規上場申請者の上場申請した株券の上場（Q - B o a r dへの上場を除く。）がなされる場合における上場手数料は、当分の間、次に定める金額とする。

[定額] 300万円

[定率]

上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数(以下「投資単位調整後上場株式数」という。)について

1単位につき 12円

「投資単位調整後上場株式数」

= 「上場株式数」 × $\frac{\text{「上場日の投資単位」}}{50 \text{ 万円}}$

算式中「上場日の投資単位」は上場日の本所における最終価格を用いて計算し、当該日において売買が成立しない場合には、当日の国内の他の金融商品取引所における最終価格を用いて計算する。ただし、上場日の本所及び他の国内の金融商品取引所における売買が成立しない場合には、上場日後本所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日のいずれか早く到来した日の最終価格を用いて計算し、本所において最初に売買立会が成立した日と国内の他の金融商品取引所において最初に売買立会が成立した日が同日である場合には、当該日の本所の最終価格を用いて計算する。

付 則

この改正規定は、平成24年5月10日から施行する。

算式中「上場日の投資単位」は上場日の本所における最終価格を用いて計算する。ただし、上場日において売買が成立しない場合には、上場日後最初に売買立会が成立した日の最終価格とする。

有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1 株券、優先出資証券及び外国株預託証券等 1～4 (略)</p> <p>5 上場市場の変更に係る上場手数料 上場市場の変更を申請した株券の上場手数料は、1 上場手数料の規定(同規定中「新規上場申請者の上場申請した株券の上場(Q - B o a r dへの上場を除く。)」とあるのは「Q - B o a r dからの上場市場の変更」と、「上場日の属する月の翌月末日まで」とあるのは「上場市場の変更日の属する月の翌月末日まで」と読み替える。)により算定される金額から、変更上場申請者が既に納入した上場手数料の金額の合計額を控除した額とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年5月10日から施行する。</p>	<p>第1 株券、優先出資証券及び外国株預託証券等 1～4 (略)</p> <p>5 上場市場の変更に係る上場手数料 上場市場の変更を申請した株券の上場手数料は、1 上場手数料の規定(同規定中「新規上場申請者の上場申請した株券の上場(Q - B o a r dへの上場を除く。)」とあるのは「Q - B o a r dからの上場市場の変更」と、「上場日の属する月の翌月末日まで」とあるのは「上場市場の変更日の属する月の翌月末日まで」と、「<u>新規上場申請者の上場申請した株券のQ - B o a r dへの上場</u>」とあるのは「<u>Q - B o a r dへの上場市場の変更</u>」と読み替える。)により算定される金額から、変更上場申請者が既に納入した上場手数料の金額の合計額を控除した額とする。</p>

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査)</p> <p>第2条 株券、優先出資証券及び外国株預託証券等の上場審査(Q - B o a r dへの上場申請が行われた株券及び外国株預託証券等に係るものを除く。)は、新規上場申請者並びに新規上場申請者及びその資本下位会社等により構成される新規上場申請者の企業グループ(以下「新規上場申請者の企業グループ」という。)に関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 企業の継続性及び収益性 継続的に事業を営み、かつ、<u>安定的な収益基盤を有していること。</u></p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>2 <u>前項の上場審査は、有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の上場審査(外国株券等に係る上場審査を除く。)</u>は、<u>本所が定める期間以内に完了することを目途に行うものとする。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定は、第4条第6項の規定の適用を受ける新規上場申請者の株券、優先出資証券及び外国株預託証券等の上場審査については、適用しない。</u></p>	<p>(上場審査)</p> <p>第2条 株券、優先出資証券及び外国株預託証券等の上場審査(Q - B o a r dへの上場申請が行われた株券及び外国株預託証券等に係るものを除く。)は、新規上場申請者並びに新規上場申請者及びその資本下位会社等により構成される新規上場申請者の企業グループ(以下「新規上場申請者の企業グループ」という。)に関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 企業の継続性及び収益性 継続的に事業を営み、かつ、<u>経営成績の見通しが良好なものであること。</u></p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>前項の規定は、第4条第6項の規定の適用を受ける新規上場申請者の株券、優先出資証券及び外国株預託証券等の上場審査については、適用しない。</u></p>
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券、優先出資証券及び外国株預託証券等を対象として行うものとする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 純資産の額 <u>上場日における純資産の額が3億円以上とな</u></p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券、優先出資証券及び外国株預託証券等を対象として行うものとする。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 純資産の額 <u>上場申請日の直前事業年度の末日における純</u></p>

る見込みのあること。

(6) 利益の額

最近1年間(「最近」の計算は、上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。)の利益の額が5,000万円以上であること。

(7) (略)

(7)の2 上場会社監査事務所による監査

最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所(日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所(同協会の同制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所(同協会の品質管理レビューを受けた者に限る。))を含む。)をいう。)(本所が適当でない認め者を除く。)の法第193条の2の規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けていること。

(8)~(11) (略)

2 前項の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社(次項の規定の適用を受ける外国会社を除く。)である場合には、前項第3号から第7号までに適合するほか、次の各号に適合するものを対象とするものとする。

(1) (略)

(2) 株式の分布状況

a 株主数が、上場の時までに300人以上となる見込みのあること。

b (略)

(3)・(4) (略)

3 (略)

資産の額が3億円以上であること。

(6) 利益の額

最近1年間の利益の額が5,000万円以上であること。

(7) (略)

(新設)

(8)~(11) (略)

2 前項の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社(次項の規定の適用を受ける外国会社を除く。)である場合には、前項第3号から第7号までに適合するほか、次の各号に適合するものを対象とするものとする。

(1) (略)

(2) 株式の分布状況

a 本邦内株主の数が、上場の時までに300人以上となる見込みのあること。

b (略)

(3)・(4) (略)

3 (略)

4 前2項の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国株預託証券等の新規上場申請者である場合は、民営化外国会社以外の外国会社については、第1項第3号から第7号までのほか、第2項第3号及び第4号並びに次の各号に適合するものを対象とし、民営化外国会社については、第1項第3号から第6号までのほか、第2項第3号及び第4号、前項第1号並びに次の各号に適合するものを対象とするものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 外国株預託証券等の分布状況

a 外国株預託証券等の所有者数が、上場の時までに300人以上となる見込みのあること。

b (略)

5 新規上場申請者の株券、優先出資証券又は外国株預託証券等が、国内の他の金融商品取引所に上場されている場合であって、上場申請日の直前事業年度の末日又は上場申請日の直前四半期会計期間の末日において第1項第1号、同項第2号、第2項第1号及び第4項第2号に適合している場合その他本所が適当と認める場合にあっては、当該各号の規定に適合しているものとする。

6 (略)

(Q-Boardへの上場審査)

第5条 (略)

2 前項の上場審査は、有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

3 第1項の上場審査は、(外国株券等に係る上場審査を除く。)は、本所が定める期間以内に完了することを目途に行うものとする。

4 第1項の規定は、次条第4項の規定の適用を受ける新規上場申請者の株券及び外国株預託証

4 前2項の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国株預託証券等の新規上場申請者である場合は、民営化外国会社以外の外国会社については、第1項第3号から第7号までのほか、第2項第3号及び第4号並びに次の各号に適合するものを対象とし、民営化外国会社については、第1項第3号から第6号までのほか、第2項第3号及び第4号、前項第1号並びに次の各号に適合するものを対象とするものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 外国株預託証券等の分布状況

a 本邦内における外国株預託証券等の所有者数が、上場の時までに、300人以上となる見込みのあること。

b (略)

5 新規上場申請者の株券、優先出資証券又は外国株預託証券等が、上場申請日の直前事業年度において、国内の他の金融商品取引所に上場されている場合の第1項に基づく上場審査については、同項第6号の規定を適用しないものとする。

6 (略)

(Q-Boardへの上場審査)

第5条 (略)

(新設)

(新設)

2 前項の規定は、次条第4項の規定の適用を受ける新規上場申請者の株券及び外国株預託証券

券等の上場審査については、適用しない。

(Q - B o a r d への上場審査基準)

第 6 条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に本店を有する者又は有価証券上場規程第 3 条第 2 項第 8 号 c に基づく書面について本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び外国株預託証券等を対象として行うものとする。

(1) ~ (5) (略)

(5) の 2 上場会社監査事務所による監査

「上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、上場会社監査事務所(日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所(同協会の同制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所(同協会の品質管理レビューを受けた者に限る。))を含む。))をいう。)(本所が適当でないとする者を除く。)の法第 1 9 3 条の 2 の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けていること。

(6) (略)

2 前項の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合には、九州周辺における事業交流が見込める場合であって、前項第 2 号から第 5 号までのほか、次の各号に適合するものを対象とするものとする。

(1) 株主の分布状況

a (略)

b 株主数が上場の時までに 2 0 0 人以上となる見込みのあること。

(2) (略)

3 前項の規定にかかわらず、新規上場申請者が

等の上場審査については、適用しない。

(Q - B o a r d への上場審査基準)

第 6 条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に本店を有する者又は有価証券上場規程第 3 条第 2 項第 8 号 c に基づく書面について本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び外国株預託証券等を対象として行うものとする。

(1) ~ (5) (略)

(新設)

(6) (略)

2 前項の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合には、九州周辺における事業交流が見込める場合であって、前項第 2 号から第 5 号までのほか、次の各号に適合するものを対象とするものとする。

(1) 株主の分布状況

a (略)

b 本邦内株主の数が上場の時までに 2 0 0 人以上となる見込みのあること。

(2) (略)

3 前項の規定にかかわらず、新規上場申請者が

外国株預託証券等の新規上場申請者である場合は、第1項第2号から第5号までのほか、前項第2号及び次の各号に適合するものを対象とするものとする。

(1) 外国株預託証券等の分布状況

a (略)

b 外国株預託証券等の所有者の数が上場の時までに200人以上となる見込みのあること。

(2) (略)

4 (略)

(上場市場の変更審査)

第7条 第2条第1項及び第4条第1項(第7号の2及び第9号を除く。)から第4項までの規定は、Q - B o a r dからの上場市場の変更審査について準用する。この場合において、これらの規定中「上場審査」とあるのは「上場市場の変更審査」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場の時までに」とあるのは「上場市場の変更の時までに」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と、第4条第1項第7号d中「新規上場申請に係る株券等が国内の他の金融商品取引所に上場されている場合にあっては、次の(a)及び(b)に該当するものでないこと。」とあるのは「次の(a)及び(b)に該当するものでないこと。」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第2条第1項各号に掲げる事項の審査は、有価証券上場規程第12条の3の規定に基づき上場市場変更申請者が提出する書類及び質問等に基づき行うものとする。

外国株預託証券等の新規上場申請者である場合は、第1項第2号から第5号までのほか、前項第2号及び次の各号に適合するものを対象とするものとする。

(1) 外国株預託証券等の分布状況

a (略)

b 本邦内における外国株預託証券等の所有者の数が上場の時までに200人以上となる見込みのあること。

(2) (略)

4 (略)

(上場市場の変更審査)

第7条 第2条第1項及び第4条第1項から第4項までの規定は、Q - B o a r dからの上場市場の変更審査について準用する。この場合において、これらの規定中「上場審査」とあるのは「上場市場の変更審査」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場の時までに」とあるのは「上場市場の変更の時までに」と、「上場申請日」とあるのは「上場市場の変更申請日」と読み替えるものとする。

2 第5条第1項及び第6条第1項から第3項までの規定は、Q - B o a r dへの上場市場の変更審査について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請が行われた」とあるのは「上場市場の変更申請が行われた」と、「上場審査」とあるのは「上場市場の変更審査」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「上場申請日」とあるのは「上場

市場の変更申請日」と、「上場日」とあるのは「上場市場の変更日」と、「上場申請に係る株券」とあるのは「上場市場の変更申請に係る株券」と読み替えるものとする。

(新設)

3 第1項において準用する第2条第1項各号に掲げる事項の審査(外国株券等に係る上場審査を除く。)は、本所が定める期間以内に完了することを旨途に行うものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成24年5月10日から施行する。
- 2 改正後の第2条、第4条、第5条及び第6条の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に上場申請を行う者から適用する。
- 3 改正後の第7条の規定は、施行日以後にQ - B o a r dからの上場市場の変更申請を行う者から適用する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>Q - B o a r dの上場会社における事業の状況等の関する書類の提出</u>)</p> <p><u>第10条 Q - B o a r dの上場会社は、上場後3年を経過するごとに、事業の現状及び今後の事業展開その他本所が必要と認める事項を記載した書類を作成し、提出するものとする。</u></p> <p><u>2 Q - B o a r dの上場会社は、前項の規定により作成した書面を、本所の定める日までに提出するものとする。</u></p> <p><u>3 Q - B o a r dの上場会社は、前2項の規定により、本所に対し提出した書面の内容に変更が生じていると本所が認める場合は、変更内容を記載した書面を、遅滞なく提出するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年5月10日から施行する。</p>	<p>第10条 削 除</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(上場会社監査事務所等による監査)</u> <u>第11条の3 上場会社(上場外国会社を除く。)</u> <u>は、上場会社監査事務所(日本公認会計士協会による上場会社監査事務所登録制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所を含む。)</u>の監査を受けるものとする。</p> <p><u>第18条 削除</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年5月10日から施行する。</p>	<p>(新設)</p> <p><u>(上場会社監査事務所等による監査)</u> <u>第18条 上場会社(上場外国会社を除く。)</u>は、<u>日本公認会計士協会による上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている公認会計士等の監査を受けるよう努めるものとする。</u></p>

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q-Board上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(11) (略)</p> <p>(12) 上場契約違反等</p> <p>上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2又は第12条の3第3項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合</p> <p>(13)~(20) (略)</p> <p>2 上場銘柄が外国株券である場合には、前項第4号から第20号まで(第13号、第14号及び第16号を除く。)のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 株式の分布状況</p> <p>株主数が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。ただし、外国の金融商品取引所等に上場されている株券は除く。</p> <p>(4)~(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q-Board上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(11) (略)</p> <p>(12) 上場契約違反等</p> <p>上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2又は第12条の3第6項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合</p> <p>(13)~(20) (略)</p> <p>2 上場銘柄が外国株券である場合には、前項第4号から第20号まで(第13号、第14号及び第16号を除く。)のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 株式の分布状況</p> <p><u>本邦内株主</u>の数が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。ただし、外国の金融商品取引所等に上場されている株券は除く。</p> <p>(4)~(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(Q-Boardの上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 Q-Board上場銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) 株式の分布状況</p> <p>特別利害関係者を除く株主数が<u>100人未満</u></p>	<p>(Q-Boardの上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 Q-Board上場銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) 株式の分布状況</p> <p>特別利害関係者を除く株主の数が<u>50人未満</u></p>

である場合において、1か年以内に100人以上とならないとき。ただし、本所が定めるところにより上場会社が当該期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株主数については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。

(2)・(3) (略)

(3)の2 業績

最近4連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合において、1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないとき。

(4) (略)

2 Q - B o a r d上場銘柄が外国株券である場合には、前条第1項第4号から第20号まで(第12号、第13号及び第15号を除く。第9号b中「株券上場審査基準第4条第6項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第4項」と読み替える。)又は同条第2項各号(第2号から第4号までを除く。)のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1) 株式の分布状況

株主数が100人未満である場合において、1か年以内に100人以上とならないとき。ただし、外国の金融商品取引所等に上場されている株券は除く。

(2) (略)

(3) 前項第3号及び第3号の2のいずれかに該当した場合

3 (略)

(審査資料)

第3条 第2条第1項第2号及び第5号(同条第2項若しくは第3項又は前条第1項第4号、第

である場合において、1か年以内に50人以上とならないとき。ただし、本所が定めるところにより上場会社が当該期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株主数については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。

(2)・(3) (略)

(新設)

(4) (略)

2 Q - B o a r d上場銘柄が外国株券である場合には、前条第1項第4号から第20号まで(第12号、第13号及び第15号を除く。第9号b中「株券上場審査基準第4条第6項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第4項」と読み替える。)又は同条第2項各号(第2号から第4号までを除く。)のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1) 株式の分布状況

本邦内株主の数が50人未満である場合において、1か年以内に50人以上とならないとき。ただし、外国の金融商品取引所等に上場されている株券は除く。

(2) (略)

(新設)

3 (略)

(審査資料)

第3条 第2条第1項第2号及び第5号(同条第2項若しくは第3項又は前条第1項第4号、第

2 項若しくは第 3 項において読み替える場合を含む。)並びに前条第 1 項第 1 号及び第 3 号の 2 (前条第 2 項第 3 号による場合を含む。)の審査は、上場会社の事業年度の末日現在の資料に基づいて審査を行う。

2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成 2 4 年 5 月 1 0 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の 2 の規定は、この改正規定の日の前日において本所に上場されている Q - B o a r d の上場会社は、平成 2 4 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度を最初の連結会計年度として適用する。

2 項若しくは第 3 項において読み替える場合を含む。)並びに前条第 1 項第 1 号の審査は、上場会社の事業年度の末日現在の資料に基づいて審査を行う。

2 (略)

東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券上場審査基準の特例) (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、Q - B o a r dからの上場市場の変更審査について準用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年5月10日から施行する。</p>	<p>(株券上場審査基準の特例)</p> <p>第2条 <u>新規上場申請者(上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額が、東日本大震災に起因する特別損失により3億円未満となっている者に限る。)</u>が、上場申請を行うときにおける株券上場審査基準第4条第1項第5号の適用については、同基準第4条第1項第5号を次のとおりとする。</p> <p><u>(5) 純資産の額</u></p> <p><u>上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額に新規上場申請に係る公募による調達見込額を加算した額が3億円以上となる見込みのあること。ただし、本所が相当と認める場合は、当該直前事業年度の末日における純資産の額に代えて、当該直前事業年度の末日以後の日における純資産の額を用いることができるものとする。</u></p> <p>2 <u>新規上場申請者(上場申請日の直前事業年度における利益の額が、東日本大震災に起因する特別損失により、株券上場審査基準第4条第1項第6号に適合しない者に限る。)</u>が、上場申請を行うときにおける利益の額の取扱いについては、本所が別に定めるところによる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>前3項の規定は、Q - B o a r dからの上場市場の変更審査について準用する。</u></p>

会員における上場適格性調査体制に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場適格性調査の実施)</p> <p>第3条 幹事会員は、次の各号に掲げる有価証券の新規上場申請を行おうとする又は行った者及びその企業グループについて、当該各号に定める事項に適合する見込みがあるかどうかの調査(以下「上場適格性調査」という。)を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(幹事会員の交代等があった場合の対応)</p> <p>第5条 幹事会員は、新規上場申請を行おうとする又は行った者に係る次の各号に掲げる事実を知ったときは、その理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年5月10日から施行する。</p>	<p>(上場適格性調査の実施)</p> <p>第3条 幹事会員は、次の各号に掲げる有価証券の新規上場申請を行おうとする者及びその企業グループについて、当該各号に定める事項に適合する見込みがあるかどうかの調査(以下「上場適格性調査」という。)を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(幹事会員の交代等があった場合の対応)</p> <p>第5条 幹事会員は、新規上場申請を行おうとする者に係る次の各号に掲げる事実を知ったときは、その理由を確認するとともに、当該確認した内容の合理性について十分な検討を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(内国株券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 内国株券(内国法人の発行する株券及び優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その発行者の直前事業年度における利益の額(連結会計年度に係る連結損益計算書等(連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。))に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。))第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」(同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額)とのいずれか低い額に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。)をいう。ただし、審査対象期間において連結財務諸表を作成すべき会社(会社以外の法人を含む。以下同じ。)でない事業年度がある場合には、当該事業年度に係る利益の額は、損益計算書に基づいて算定される利益の額(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。))第95条により表示される「経</p>	<p>(内国株券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 内国株券(内国法人の発行する株券及び優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その発行者の直前事業年度における利益の額(連結会計年度に係る連結損益計算書に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。))第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」(同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額)とのいずれか低い額に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。)をいう。ただし、審査対象期間において連結財務諸表を作成すべき会社(会社以外の法人を含む。以下同じ。)でない事業年度がある場合には、当該事業年度に係る利益の額は、損益計算書に基づいて算定される利益の額(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。))第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」(同規則第98条の2に</p>

常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」（同規則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）のいずれか低い金額をいう。）をいうものとする。以下同じ。）が正である銘柄であるとき。

(4)～(9) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段の規定は前項第1号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は前項第2号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)、(c)、(e)及び同dの規定は前項第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(6)d、f、fの2、h、i及びkの規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(5)a、b、d、fの2からi及びkからm並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(5)bの規定は前項第4号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する（優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段並びに同取扱い2.(2)aの(b)及び(c)の規定を除く。）。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段、同取扱い2.(2)aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5)a、b、d、fの2からi、k及びl並びに同取扱い2.(6)f、fの2、h、i及びkの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、それぞれ読み替えるものとする。

より掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）のいずれか低い金額をいう。）をいうものとする。以下同じ。）が正である銘柄であるとき。

(4)～(9) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段の規定は前項第1号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は前項第2号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)、(c)、(e)及び同dの規定は前項第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(6)b、c、e、g、i、j及びlの規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(5)a、c、e、f、g及びi並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(5)bの規定は前項第4号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する（優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段並びに同取扱い2.(2)aの(b)及び(c)の規定を除く。）。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段、同取扱い2.(2)aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5)a、c、e、f、g及びi並びに同取扱い2.(6)b、c、g、i、j及びlの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、それぞれ読み替えるものとする。

3～7 (略)

(不動産投資信託証券に係る制度信用銘柄の選定基準)

第2条の2 (略)

(1)～(9) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)及び同dの規定は前項第2号に規定する大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投資主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(6)dの規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場廃止基準の取扱い1.(5)bの規定は前項第4号に規定する資産総額及び純資産総額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)及び同dの規定中「少数特定者持株数」とあるのは「大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数」と、「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)中「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)d中「株式数」とあるのは「受益権口数又は投資口口数」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)中「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)d中「株券」とあるのは「不動産投資信託証券」と、「50単位」とあるのは「50口」と、「株式の分布状況表」とあるのは「不動産投資信託証券の分布状況表」と、「株式の分布状況」とあるのは「受益券又は投資口の分布状況」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(5)b中「純資産」とあるのは「純資産総額」と、それぞれ読み替えるものとする。

3～7 (略)

(不動産投資信託証券に係る制度信用銘柄の選定基準)

第2条の2 (略)

(1)～(9) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)及び同dの規定は前項第2号に規定する大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投資主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(6)eの規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場廃止基準の取扱い1.(5)bの規定は前項第4号に規定する資産総額及び純資産総額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)及び同dの規定中「少数特定者持株数」とあるのは「大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数」と、「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)中「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)d中「株式数」とあるのは「受益権口数又は投資口口数」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)中「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)d中「株券」とあるのは「不動産投資信託証券」と、「50単位」とあるのは「50口」と、「株式の分布状況表」とあるのは「不動産投資信託証券の分布状況表」と、「株式の分布状況」とあるのは「受益券又は投資口の分布状況」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(5)b中「純資産」とあるのは「純資産総額」と、それぞれ読み替えるものとする。

3～6 (略)

(内国株券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条 制度信用銘柄である内国株券のうち地場銘柄(九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が、次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)～(5) (略)

(6) その発行者の純資産の額が第2条第1項第4号に適合する銘柄であるとき。

(7)～(12) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段の規定は前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は、前項第3号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場廃止基準の取扱い1.(3)dの規定は前項第4号に規定する売買高について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)、(c)、(e)及び(f)、同dの規定は前項第3号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(6)d、f、fの2、h、i及びkの規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(5)a、b、d、fの2からi及びkからm並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(5)bの規定は前項第6号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する(優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段並びに同取扱い2.(2)aの(b)及び(c)の規定を除く。)。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い2.(2)aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5)a、

3～6 (略)

(内国株券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条 制度信用銘柄である内国株券のうち地場銘柄(九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。)が、次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)～(5) (略)

(6) その発行者の純資産の額が前条第1項第4号に適合する銘柄であるとき。

(7)～(12) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段の規定は前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は、前項第3号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場廃止基準の取扱い1.(3)dの規定は前項第4号に規定する売買高について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)、(c)、(e)及び(f)、同dの規定は前項第3号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(6)b、c、e、g、i、j及びlの規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(5)a、c、e、f、g及びi並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(5)bの規定は前項第4号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する(優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段並びに同取扱い2.(2)aの(b)及び(c)の規定を除く。)。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い2.(2)aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(5)a、c、e、

b、d、fの2からi、k及びl並びに同取扱い2.(6)f、fの2、h、i及びkの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(3)d中「bに規定する日からさかのぼって1年以内」とあるのは「審査対象事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月以内」と、それぞれ読み替えるものとする。

3～9 (略)

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)
第3条の2 (略)

(1)～(12) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)及び同dの規定は前項第3号に規定する大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投資主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(6)dの規定は前項第5号に規定する利益の額について、株券上場廃止基準の取扱い1.(5)bの規定は前項第6号に規定する資産総額及び純資産総額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)及び同dの規定中「少数特定者持株数」とあるのは「大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数」と、「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)中「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)d中「株式数」とあるのは「受益権口数又は投資口口数」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)中「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)d中「株券」とあるのは「不動産投

f、g及びi並びに同取扱い2.(6)b、c、g、i、j及びlの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(3)d中「bに規定する日からさかのぼって1年以内」とあるのは「審査対象事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月以内」と、それぞれ読み替えるものとする。

3～9 (略)

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)
第3条の2 (略)

(1)～(12) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)及び同dの規定は前項第3号に規定する大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投資主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(6)eの規定は前項第5号に規定する利益の額について、株券上場廃止基準の取扱い1.(5)bの規定は前項第6号に規定する資産総額及び純資産総額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)及び同dの規定中「少数特定者持株数」とあるのは「大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数」と、「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)中「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)d中「株式数」とあるのは「受益権口数又は投資口口数」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)中「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、株券上場審査基準の取扱い2.(2)d中「株券」とあるのは「不動産投

資信託証券」と、「50単位」とあるのは「50口」と、「株式の分布状況表」とあるのは「不動産投資信託証券の分布状況表」と、「株式の分布状況」とあるのは「受益券又は投資口の分布状況」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(5) b中「純資産」とあるのは「純資産総額」と、それぞれ読み替えるものとする。

3～6 (略)

付 則

この改正規定は、平成24年5月10日から施行する。

資信託証券」と、「50単位」とあるのは「50口」と、「株式の分布状況表」とあるのは「不動産投資信託証券の分布状況表」と、「株式の分布状況」とあるのは「受益券又は投資口の分布状況」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(5) b中「純資産」とあるのは「純資産総額」と、それぞれ読み替えるものとする。

3～6 (略)

有価証券上場規程の取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2．第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部からなるものとし、次のaからhまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がQ - B o a r dへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者(Q - B o a r dへの上場を申請する者及び外国会社を除く。)が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合(正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。)又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び本所が上場審査のため適当と認める書類からなるものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>bの2 前bの規定にかかわらず、新規上場申請者が法第5条第8項に規定する書類を同条第6項の規定に基づいて提出している場合又は提出を予定している場合(同項に規定する公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合に該当する見込みがあると本所が認める場合に限る。)には、「<u>上場申請のための有価証券報告書(の部)</u>」は、次の(a)から(c)までに掲げる書類とする。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>bの3 最近2年間(「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。)に終了した事業年度(直前事業年度を除く。)又は連結会計年度(直前連結会計年度を除く。)</p>	<p>2．第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部からなるものとし、次のaからhまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がQ - B o a r dへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者(Q - B o a r dへの上場を申請する者及び外国会社を除く。)が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合(正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。)又は新規上場申請者が外国会社である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び本所が上場審査のため適当と認める書類からなるものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>bの2 前bの規定にかかわらず、新規上場申請者が法第5条第8項に規定する書類を同条第6項の規定に基づいて提出している場合又は提出を予定している場合(同項に規定する公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定める場合に該当する見込みがあると本所が認める場合に限る。)には、「<u>新規上場申請のための有価証券報告書(の部)</u>」は、次の(a)から(c)までに掲げる書類とする。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>bの3 最近2年間(「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この章において同じ。)に終了した事業年度(直前事業年度を除く。)又は連結会計年度(直前連結会計年度を除く。)</p>

く。)に係る財務諸表又は連結財務諸表が、法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されている場合は、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に当該財務諸表又は連結財務諸表を添付するものとする。

c ~ h (略)

(2) ~ (2)の4 (略)

(3) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q - B o a r dへの新規上場申請者は、a、d及びeからgまでに規定する書類については、添付を要しない。

a ~ cの2 (略)

d 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以上を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)で、かつ、持株会社になった日の子会社が複数あるときは、当該期間のうち持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の結合財務情報に関する書類(2.(1)dの規定により「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載されるものを除く。)を添付するものとする。

dの2 ~ i (略)

j 本所所定の「株式の分布状況表」

この場合において、会社法又は優先出資法の規定により基準日を設けたとき(振替法第151条第1項又は同条第8項の規定(同法第235条において準用する場合を含む。))

く。)に係る財務諸表又は連結財務諸表が、法第5条第1項又は法第24条第1項から第3項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されている場合は、「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に当該財務諸表又は連結財務諸表を添付するものとする。

c ~ h (略)

(2) ~ (2)の4 (略)

(3) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q - B o a r dへの新規上場申請者は、a、d及びeからgまでに規定する書類については、添付を要しない。

a ~ cの2 (略)

d 新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以上を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)で、かつ、持株会社になった日の子会社が複数あるときは、当該期間のうち持株会社になる前の期間における当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書を連結又は結合した損益計算書(新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後持株会社になった場合には、当該複数の子会社の連結貸借対照表若しくは貸借対照表を連結又は結合した貸借対照表を含む。)を添付するものとする。

dの2 ~ i (略)

j 本所所定の「株式の分布状況表」

この場合において、会社法又は優先出資法の規定により基準日を設けたとき(振替法第151条第1項又は同条第8項の規定(同法第235条において準用する場合を含む。))

に基づき振替機関が総株主通知を行った場合を含む。)は、当該基準日(振替機関が当該総株主通知を行った場合におけるその基準となる日を含む。以下「基準日等」という。)における株主若しくは優先出資者が所有する株式若しくは優先出資の数又は株主若しくは優先出資者の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとし、少数特定者持株数及び株主数について株券上場審査基準の取扱い2.(2)b及びdに定めるところにより取り扱うときは、提出を要しないものとする。

k～nの3 (略)

nの4 新規上場申請者が親会社等(親会社等が会社である場合に限るものとし、親会社等が複数ある場合にあっては、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいい、その影響が同等であると認められる場合にあっては、いずれか一つの会社をいうものとする。)を有している場合(上場後最初に到来する事業年度の末日において親会社等を有しないこととなる見込がある場合を除く。)には、当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間(当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間)又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間(当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間)に係る直前の決算の内容を記載した書面。ただし、次の(a)又は(b)に掲げる場合を除く。

(a) 当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合

(b) 当該親会社等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている株券の発行者であり、かつ、当該親会社等又は

に基づき振替機関が総株主通知を行った場合を含む。)は、当該基準日(振替機関が当該総株主通知を行った場合におけるその基準となる日を含む。以下「基準日等」という。)における株主若しくは優先出資者が所有する株式若しくは優先出資の数又は株主若しくは優先出資者の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする。

k～nの3 (略)

nの4 新規上場申請者が、株券上場審査基準の取扱い1.(2)dの(d)の口の(口)又は4.(1)cの(c)の口の(口)に規定する親会社等を有している場合は、当該親会社等が有価証券報告書に準じて作成した本所が適当と認める書類

当該外国金融商品取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合

nの5 支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社を有する新規上場申請者にあつては、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い2.の3(5)に定める支配株主等に関する事項を記載した書面(上場後最初に到来する事業年度の末日において支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)

o (略)

(4) 前(3)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第9号に掲げる「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q-Boardへの新規上場申請者は、aからdまで、e及びjに規定する書類については、添付を要しない。

a~dの2 (略)

e 新規上場申請者が外国持株会社になった後又は合併を行った後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上経過していない場合(他の会社に事業を継承させる又は譲渡することに伴い外国持株会社になった場合を除く。)で、本所が必要と認めるときは、本所が必要と認める財務書類

f~j (略)

(5) (略)

4.の2 第3条(新規上場申請手続)第6項関係

(新設)

o (略)

(4) 前(3)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第9号に掲げる「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q-Boardへの新規上場申請者は、aからdまで、e及びjに規定する書類については、添付を要しない。

a~dの2 (略)

e 新規上場申請者が外国持株会社になった後又は合併を行った後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年(新規上場申請者が株券上場審査基準第4条第1項第3号及び第6号に適合していない場合は3か年)以上経過していない場合(他の会社に事業を継承させる又は譲渡することに伴い外国持株会社になった場合を除く。)で、本所が必要と認めるときは、本所が必要と認める財務書類

f~j (略)

(5) (略)

4.の2 第3条(新規上場申請手続)第6項関係

(1) 第1号から第3号までに規定する「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」又は同項第2号に規定する「第9号の3様式」に準じて作成するものとする。

(2) (略)

(3) 第4号の規定において、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社以外の会社である場合には、新規上場申請者は四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第83条に定める作成基準に準じて作成するものとする。

8. 第3条(新規上場手続)第10項関係

(1) 第4号の「最近2年間に終了する各事業年度に関する財務諸表」は、法第24条の規定による「有価証券報告書」をもって代用することができるものとする。

(2) 第7号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a 経理規程、原価計算規程、職務権限規程、営業管理規程、株式事務取扱規程、内部情報管理規程その他これらに類する諸規則の写し

b 本所所定の「株式の分布状況表」

10. 第4条(申請の不受理)関係

(1) 新規上場申請者(株券上場審査基準第4条第6項の規定の適用を受ける新規上場申請者及びQ-Boardへの新規上場申請者を除く。)が次のa又はbに該当する場合には、上場申請を受け付けないものとする。

a 上場申請日以後、同日の直前事業年度の末日から2年以内に、合併(新規上場申請者と

(1) 第1号から第3号までに規定する「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の6第1項第1号に規定する「第4号の3様式」又は同項第2号に規定する「第9号の3様式」に準じて作成するものとする。ただし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社である場合には、四半期報告書の写しで足りるものとする。

(2) (略)

(新設)

8. 第3条(新規上場手続)第10項関係

第4号の「最近2年間に終了する各事業年度に関する財務諸表」は、法第24条の規定による「有価証券報告書」をもって代用することができるものとする。

(新設)

10. 第4条(申請の不受理)関係

(1) 新規上場申請者(株券上場審査基準第4条第6項の規定の適用を受ける新規上場申請者及びQ-Boardへの新規上場申請者を除く。)が次のa又はbに該当する場合には、上場申請を受け付けないものとする。

a 上場申請日の属する事業年度の初日以後、合併、分割、子会社化若しくは非子会社化若

その子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併及び株券上場審査基準第4条第6項第1号又は第2号に該当する合併を除く。）、会社分割（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の会社分割を除く。）、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の事業の譲受け又は譲渡を除く。）を行う予定のある場合（合併、会社分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行った又は行う予定のある場合を含む。）であって、新規上場申請者が当該行為により実質的な存続会社でなくなると本所が認めるとき。ただし、当該合併（合併を行った場合に限る。）が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該会社分割が上場会社から事業を承継する人的分割（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であると認められる場合は、この限りでない。

- b 新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を上場申請日の直前事業年度の末日から2年以内に行う予定のある場合（上場日以前に行う予定のある場合を除く。）

(2) (略)

10. の2 第4条の2（本則市場への上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例）関係

(1) 第1項の規定に基づき上場申請を行う場合には、原則として、「有価証券上場申請書」、その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場審査に対する協力、上場審査料等の納入その他所要の手続きについては、合併、

しくは事業の譲受け若しくは譲渡を行った場合又は上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年以内に行う予定のある場合（合併、分割並びに事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行った又は行う予定のある場合を含む。）であって、新規上場申請者（上場申請日に行われた行為にあつては、当該行為を行う前の新規上場申請者）が当該行為により実質的な存続会社でなくなっている又はなくなると本所が認めるとき。ただし、当該合併（合併を行った場合に限る。）が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該分割が上場会社から事業を承継する人的分割（承継する事業が新規上場申請者の主要な事業となるものに限る。）であると認められる場合は、この限りでない。

- b 新規上場申請者が解散会社となる合併、他の会社の完全子会社となる株式交換又は株式移転を上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年以内に行う予定のある場合

(2) (略)

(新設)

(新設)

株式交換又は株式移転が行われる前の期間において
は新規上場申請者が行うものとし、合併、
株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号
に定める者が行うものとする。

(2) 第2項に規定する本所が定める書類とは、 (新設)
次のaからcに掲げる書類とする。

a 第1項に規定する合併、株式交換又は株式
移転を決議した取締役会の議事録の写し(会
社法第370条の規定により取締役会の決議
があったものとみなされる場合にあっては、
当該場合に該当することを証する書面を
含む。)

b 次の(a)から(c)に掲げる場合の区分
に従い、当該(a)から(c)に掲げる書類

(a) 合併を予定している場合

上場有価証券の発行者の会社情報の時開示
等に関する規則の取扱い5.(3)eに掲げ
る書類

(b) 株式交換を予定している場合

上場有価証券の発行者の会社情報の時開示
等に関する規則の取扱い5.(3)dの3に
掲げる書類

(c) 株式移転を予定している場合

上場有価証券の発行者の会社情報の時開示
等に関する規則の取扱い5.(3)dの4に
掲げる書類

c 第1項第1号又は第2号に定める者につい
て記載した第3条第2項第2号、第3号、第
5号、第8号の3、2.(4)b、cの2、j、
1及びnの3並びに第3条第5項第3号に掲
げる書類。

(3) 第1項の規定の適用を受けて本則市場へ (新設)
上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第1
2項に規定する書類のほか、前(2)cに掲げ
る書類のうち、同条第2項第3号及び2.(3)
nの3に掲げる書類を上場前及び上場後におい

て本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(4) 第1項の規定の適用を受けて本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての1.1.の4の規定の適用については、「新規上場申請者」とあるのは「上場申請に係る株券の発行者」とする。 (新設)

(5) 第1項の規程の適用を受けて本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い2.の規定の適用については、2.(2)a(b)、2.(2)a(c)、2.(2)b(a)口、2.(2)b(b)口中「新規上場申請者」とあるのは「上場申請に係る株券等の発行者」と、2.(2)b中「上場申請に係る株券」とあるのは「新規上場申請者が発行する株券等」と2.(2)c(a)及び2.(2)d中「株券の発行者である新規上場申請者」とあるのは「株券等を上場申請する新規上場申請者」とする。 (新設)

(6) 第1項の規定の適用を受けて本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い2.(3)の規定の適用については、2.(3)a中「発行者である新規上場申請者」とあるのは「上場申請する新規上場申請者」と、2.(3)a(a)中「いずれか低い価格」とあるのは「いずれか低い価格を第4条の2第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転に係る比率で調整した価格」と、2.(3)b中「株券の評価額」とあるのは「株券の評価額)を第4条の2第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転に係る比率で調整した価格」とする。 (新設)

(7) 第1項の規定の適用を受けて本則市場へ上場申請を行う新規上場申請者についての2.の4(2)の規定の適用については、2.の4(2)中「新規上場申請者」とあるのは「上場

申請に係る株券等の発行者」とする。

(8) (1) から前 (7) のほか、第 1 項に規定する場合における新規上場申請手続、上場審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。 (新設)

10 . の 3 第 4 条の 3 (Q - B o a r d への上場申請を行う新規上場申請者が上場日以前に合併等を実施する予定である場合の特例) 関係 (新設)

(1) 第 1 項の規定に基づき上場申請を行う場合には、原則として、「有価証券上場申請書」その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場審査に対する協力、上場審査料等の納入その他所要の手続きについては、合併、株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては新規上場申請者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。 (新設)

(2) 第 2 項に規定する本所が定める書類とは、次の a から c に掲げる書類とする。 (新設)

a 第 1 項に規定する合併、株式交換又は株式移転を決議した取締役会の議事録の写し (会社法第 370 条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含む。)

b 次の (a) から (c) に掲げる場合の区分に従い、当該 (a) から (c) に掲げる書類

(a) 合併を予定している場合

上場有価証券の発行者の会社情報の時開示等に関する規則の取扱い 5 . (3) e に掲げる書類

(b) 株式交換を予定している場合

上場有価証券の発行者の会社情報の時開示等に関する規則の取扱い 5 . (3) d の 3 に掲げる書類

(c) 株式移転を予定している場合

上場有価証券の発行者の会社情報の時開示等に関する規則の取扱い5.(3)dの4に掲げる書類

c 第1項第1号又は第2号に定める者について記載した第3条第2項第2号、第3号、第5号、第8号の3、2.(3)b、cの2、j、1及びnの3並びに第3条第5項第3号に掲げる書類。

(3) 第1項の規定の適用を受けてQ-Boardへ上場申請を行う新規上場申請者は、第3条第12項に規定する書類のほか、前(2)b(c)に掲げる書類のうち、同条第2項第3号及び2.(4)nの3に掲げる書類を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。 (新設)

(4) 第1項の規定の適用を受けてQ-Boardへ上場申請を行う新規上場申請者についての第2項第5号の規定の適用については、同号中「新規上場申請者」とあるのは「上場申請に係る株券等の発行者」とする。 (新設)

(5) 第1項の規定の適用を受けてQ-Boardへ上場申請を行う新規上場申請者についての11.の4の規定の適用については、同項中「新規上場申請者」とあるのは「上場申請に係る株券等の発行者」とする。 (新設)

(6) 第1項の規定の適用を受けてQ-Boardへ上場申請を行う新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い5.(1)の規定の適用については、同取扱い5.(1)中「新規上場申請者の株式」とあるのは「新規上場申請者に係る株券等」とする。 (新設)

10.の4 第4条の4(上場市場の変更申請を行う上場会社が市場変更日以前に合併等を実施する予定である場合の特例)関係 (新設)

(1) 第1項の規定に基づき上場市場の変更申請を行う場合には、原則として、「上場市場の変更申請書」その他の書類の提出、参考となるべき報告、資料の提出、上場市場の変更審査に対する協力、上場市場の変更審査料等の納入等については、合併、株式交換又は株式移転が行われる前の期間においては上場市場の変更申請を行う者が行うものとし、合併、株式交換又は株式移転が行われた後は同項各号に定める者が行うものとする。 (新設)

(2) 第3項に規定する本所が定める書類とは、次のa及びbに掲げる書類とする。 (新設)

a 第1項に規定する合併、株式交換又は株式移転を決議した取締役会の議事録の写し(会社法第370条の規定により取締役会の決議があったものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面を含む。)

b 第1項第1号及び第2号に定める者について記載した第3条第2項第2号、第3号、第5号、第8号の3、2.(4)b、cの2、j、1及びnの3並びに同条第5項第3号に掲げる書類。

(3) 第1項の規定の適用を受けて上場市場の変更申請を行う上場会社は、前(2)bに定める書類のうち、第3条第2項第3号及び2.(4)nの3に掲げる書類を上場市場の変更前及び変更後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。 (新設)

(4) (1)から前(3)のほか、第1項に規定する場合における上場市場の変更申請の手続、上場市場の変更審査その他の規定の適用に関し必要な事項は、本所がその都度定める。 (新設)

11. 第6条(上場審査料)関係

(1) (略)

11. 第6条(上場審査料)関係

(1) (略)

(2) 新規上場申請者の発行する有価証券が、既に国内の他の金融商品取引所に上場されている場合には、第6条に規定する本所が定める金額は50万円とする。

(3) ~ (6) (略)

16. 第12条の3(上場市場の変更)関係

(1) 第4項に規定する「本所が定める書類」とは、次のaからcに掲げる書類をいうものとする。

a 上場市場変更申請者の属する企業集団及びその経理の状況その他事業内容に関する重要な事項等を記載した「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」 2部

b 第3条第2項第1号、第6号及び第8号の4並びに2.(3)jに掲げる書類に準ずる書類

c 第3条第6項第4号に定める書類(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社であつて、かつ、四半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合に限る。)

(2) 前(1)aに掲げる「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」については、次のaからcに定めるところによる。

a 「上場市場の変更申請のための有価証券報告書」は、の部及び本所が上場市場の変更審査のために必要と認める書類から成るもの

(2) 新規上場申請者の発行する有価証券が、既に国内の他の金融商品取引所に上場されている場合には、上場審査料の納入を免除するものとする。

(3) ~ (6) (略)

16. 第12条の3(上場市場の変更)関係

(1) 第4項において準用する第3条第2項第4号に掲げる書類については、次に定めるところによる。

a 2.(1)本文の規定を準用する。

b 「上場市場の変更申請のための有価証券報告書(の部)」は、直前事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とする。

c 第3条第7項第3号及び2.(1)bの3の規定は、「上場市場の変更申請のための有価証券報告書(の部)」について準用する。この場合において、2.(1)bの3中「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。」とあるのは「最近」の計算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日(上場市場の変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。)を起算日としてさかのぼる。」と読み替える。

d 2.(1)cの規定は、前bの「上場市場の変更申請のための有価証券報告書(の部)」について準用する。

(2) 第4項において準用する第3条第2項第9号に掲げる書類については、2.(3)(a、c、gからiまで及びkからmまでを除く。)の規定を準用する。

とする。

b 「上場市場の変更申請のための有価証券報告書(の部)」は、直前事業年度の有価証券報告書と同一の記載内容とする。

c 第3条第7項第3号及び2.(1)bの3の規定は、「上場市場の変更申請のための有価証券報告書(の部)」について準用する。この場合において、2.(1)bの3中「最近」の計算は、新規上場申請日の直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下同じ。」とあるのは「最近」の計算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日(上場市場の変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日をいう。)を起算日としてさかのぼる。」と読み替える。

(削る)

17. 第12条の4(上場市場の変更審査料)関係
(1) 第12条の4に規定する「本所が定める金額」は、50万円とする。

(2)~(4) (略)

17. の2 第12条の5(上場市場の変更予備申請)関係

(3) 第4項において準用する第3条第7項において定める書類については、6.の規定を準用する。

17. 第12条の4(上場市場の変更審査料)関係
(1) 第12条の3に規定する「本所が定める金額」は、Q-Boardからの上場市場の変更の場合は50万円、Q-Boardへの上場市場の変更の場合は50万円とする。ただし、上場市場変更申請者が当該上場市場の変更申請により前に上場市場の変更申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場市場の変更申請日の属する事業年度の初日から起算して3年以内に上場市場の変更申請を行う場合には、その半額とする。

(2)~(4) (略)

(新設)

前17.の規定は、第4項に規定する上場市場の変更予備審査料について準用する。

18. 第12条の7（吸収合併等の上場市場の変更）

（1）第1項に規定する本所が定める行為とは、株券上場廃止基準の取扱い1.(9)aに定める行為をいう。この場合において、同a中「非上場会社」とあるのは「本則市場の上場会社」と読み替える。

（2）～（5）（略）

（6）上場会社が第12条の8第1項の申請を行うことができる期限は、猶予期間が終了した後採取の有価証券報告書の提出日から起算して8日目(休業日を除外する。)の日とする。

（7）上場会社が第12条の8第1項に規定する審査を申請するときは、審査料として100万円を、当該申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

（8）（略）

付 則

1 この改正規定は、平成24年5月10日から施行する。

2 改正後の2、4、8、10及び11の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に上場申請を行う者から適用する。

3 改正後の16、17及び17.の2の規定は、施行日以後にQ - B o a r dからの上場市場の変更申請を行う者から適用する。

別添1 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

2.(1)c及び同(3)gに規定する「重要

18. 第12条の6（吸収合併等の上場市場の変更）

（1）第1項に規定する本所が定める行為とは、株券上場廃止基準の取扱い1.(9)aに定める行為をいう。この場合において、同a中「非上場会社」とあるのは「既存市場の上場会社」と読み替える。

（2）～（5）（略）

（6）上場会社が第12条の7第1項の申請を行うことができる期限は、猶予期間が終了した後採取の有価証券報告書の提出日から起算して8日目(休業日を除外する。)の日とする。

（7）上場会社が第12条の7第1項に規定する審査を申請するときは、審査料として100万円を、当該申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。

（8）（略）

別添1 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

2.(1)c及び同(3)gに規定する「重要

な影響」については、 に定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度（ に掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。）を算出して、決定するものとする。

合併、分割、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（以下この別添 1 において「合併等」という。）に係る影響度が、いずれかの項目で 50%以上 である場合は、重要な影響があるものとして取り扱う。

（略）

な影響」については、 に定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度（ に掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。）を算出して、決定するものとする。

合併（新規上場申請者が東京又は大阪証券取引所のいずれかの上場会社である場合を除く。以下同じ。）、分割、子会社化若しくは非子会社化又は事業の譲受け若しくは譲渡（以下「合併等」という。）に係る影響度が、いずれかの項目で 20%以上 である場合は、重要な影響があるものとして取り扱う。

（略）

有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1 株券、優先出資証券及び外国株預託証券等</p> <p>1 株 券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場廃止された株券又は外国株預託証券等 が上場廃止後6か月以内に再上場される場合 (上場廃止された株券又は外国株預託証券等 が合併などの事由により再上場されるとみな される場合を含む。)又は上場廃止された株 券若しくは外国株預託証券等が他の上場会社 の株券又は外国株預託証券等として追加上場 されるとみなされる場合の上場手数料につい ては、控除することができる。</p> <p>c ~ f (略)</p> <p>g 新規上場申請者の上場申請した株券又は外 国株預託証券等が既に国内の他の金融商品取 引所に上場されている場合又は外国の金融商 品取引所等に上場又は継続的に取引されてい る場合の上場手数料は、<u>100万円とする。</u></p> <p>h・i (略)</p> <p>j <u>上場会社の公募又は第三者割当増資等に際 して発行される新株式に係る上場手数料の上 限は、6,000万円とする。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>第1 株券、優先出資証券及び外国株預託証券等</p> <p>1 株 券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a (略)</p> <p>b 上場廃止された株券又は外国株預託証券等 が上場廃止後6か月以内に再上場される場合 (上場廃止された株券又は外国株預託証券等 が合併などの事由により再上場されるとみな される場合を含む。)又は上場廃止された株 券若しくは外国株預託証券等が他の上場会社 の株券又は外国株預託証券等として追加上場 されるとみなされる場合の上場手数料につい ては、当該株券又は外国株預託証券等の上場 に際して請求すべき金額から控除することが できる。<u>この場合において、「上場廃止前に 納付した上場手数料の額」は、再上場又は追 加上場に係る上場手数料の納入期に現に効力 を有する「徴収標準」により計算される金額 をいうものとする。</u></p> <p>c ~ f (略)</p> <p>g 新規上場申請者の上場申請した株券又は外 国株預託証券等が既に国内の他の金融商品取 引所に上場されている場合又は外国の金融商 品取引所等に上場又は継続的に取引されてい る場合は、別表に定める上場手数料の2分の 1を上場手数料とする。<u>ただし、別表ただし 書に該当する場合及び本所が別に定めたとき は、この限りでない。</u></p> <p>h・i (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

付 則

この改正規定は、平成24年5月10日から施行する。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a 第1号関係</p> <p>(a) <u>新規上場申請者の企業グループの事業計画が、そのビジネスモデル、事業環境、リスク要因等を踏まえて、適切に策定されていると認められること。</u></p> <p>(b) <u>新規上場申請者の企業グループが今後において安定的に利益を計上することができる合理的な見込みがあること。</u></p>	<p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、<u>新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)</u>及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a 第1号関係</p> <p>(a) <u>新規上場申請者の企業グループの利益計画及び収支計画に合理性があること。</u></p> <p>(b) <u>新規上場申請者の企業グループの今後の損益及び収支の見通しが良好なものであること。この場合において、新規上場申請者の企業グループが、次のイから八までのいずれかに該当するときは、今後の損益及び収支の見通しが良好なものとして取り扱うものとする。</u></p> <p><u>イ 新規上場申請者の企業グループの最近における損益及び収支の水準を維持することができる合理的な見込みがあるとき。</u></p> <p><u>ロ 新規上場申請者の企業グループの損益又は収支が悪化している場合において、当該企業グループの損益又は収支の水準の今後における回復が客観的な事実に基づき見込まれるなど当該状況の改善が認められるとき。</u></p> <p><u>ハ 新規上場申請者の企業グループの最近における損益又は収支が良好でない場合において、当該企業グループが近い将来に相應の利益を計上することが合理的に見込ま</u></p>

(c) (略)

b・c (略)

d 第4号関係

(a)～(d) (略)

(e) (a) から前 (d) までの規定にかかわらず、新規上場申請者の発行する株券が既に国内の他の金融商品取引所に上場しており、新規上場申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には、その状況を勘案して、審査を行うこととする。

e (略)

(3) 前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国及び上場申請に係る株券若しくは当該株券に係る権利を表示する外国株預託証券等又は上場申請に係る外国株預託証券等若しくは当該外国株預託証券等に表示される権利に係る株券が上場又は継続的に取引されている外国の金融商品取引所等の所在する国(以下「本国等」という。)における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

a～d (略)

e 第5号関係

(a)～(c) (略)

(d) 新規上場申請者が外国会社である場合で、当該新規上場申請に係る株券等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されておらず、かつ、本所のみで新規上場申請が行われる場合には、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に、次のイ及びロ

れ、かつ、当該企業グループの今後における損益又は収支の回復又は改善が客観的な事実に基づき認められるとき。

(c) (略)

b・c (略)

d 第4号関係

(a)～(d) (略)

(新設)

e (略)

(3) 前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。この場合において、新規上場申請者の本国及び上場申請に係る株券若しくは当該株券に係る権利を表示する外国株預託証券等又は上場申請に係る外国株預託証券等若しくは当該外国株預託証券等に表示される権利に係る株券が上場又は継続的に取引されている外国の金融商品取引所等の所在する国(以下「本国等」という。)における法制度、実務慣行等を勘案して行うものとする。

a～d (略)

e 第5号関係

(a)～(c) (略)

(d) 新規上場申請者が外国会社である場合で、当該新規上場申請に係る株券等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されておらず、かつ、本所のみで新規上場申請が行われる場合には、「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に、次のイ及び

に掲げる事項が記載されていること。

イ・ロ (略)

(e) (略)

(4) (略)

(5) (2) から前(4)までの規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、分割により承継する事業及び分割の計画等について、(2) から前(4)までに掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(6) 第3項に規定する本所が定める期間は、本所が上場申請を受理してから3か月とする。

2. 第4条(上場審査基準)第1項関係

(1) (略)

(2) 株式の分布状況

a (略)

b 新規上場申請者が、前aの(e)又は(f)の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした基準日等((f)の場合にあっては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる日。以下この(2)において「最近の基準日等」という。)の後に上場申請に係る株券又は優先出資証券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ・ロ (略)

ハ 元引受会員は、原則として公募又は売出

び口に掲げる事項が記載されていること。

イ・ロ (略)

(e) (略)

(4) (略)

(5) (2) から前(4)までの規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、分割により承継する事業及び分割の計画等について、(2) から前(4)までに掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(新設)

2. 第4条(上場審査基準)第1項関係

(1) (略)

(2) 株式の分布状況

a (略)

b 新規上場申請者が、前aの(e)又は(f)の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした基準日等((f)の場合にあっては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる日。以下この(2)において「最近の基準日等」という。)の後に上場申請に係る株券又は優先出資証券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ・ロ (略)

ハ 元引受会員は、原則として公募又は売出

しの申込期間終了の日から起算して3日目（休業日を除外する。）の日までに、本所所定の「公募又は売出実施通知書」を提出するとともに、当該公募又は売出しの内容を新規上場申請者に通知するものとする。

二（略）

(b) 上場のための数量制限付分売を行う場合
イ・ロ（略）

ハ 立会外分売取扱会員は、原則として上場のための数量制限付分売の日から起算して3日目（休業日を除外する。）の日までに、本所所定の「数量制限付分売後の株式の分布状況表」を提出するとともに、当該上場のための数量制限付分売の結果を新規上場申請者に通知するものとする。

(c)（略）

c～e（略）

f 新規上場申請者が、上場日以前に合併又は株式交換若しくは株式移転を行う場合の株式の分布状況については、前eの規定を準用する。

(3)・(4)（略）

(5) 純資産の額

a 第5号に規定する上場日における純資産の額については、次の(a)及び(b)の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する額を審査対象とするものとする。

(a) 上場申請日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請者が「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合直近の「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書に記載された直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」

(b) 前(a)以外の場合

「上場申請のための有価証券報告書」に記載された直前事業年度の末日における「純資

しの申込期間終了の日から起算して3日以内に、本所所定の「公募又は売出実施通知書」を提出するとともに、当該公募又は売出しの内容を新規上場申請者に通知するものとする。

二（略）

(b) 上場のための数量制限付分売を行う場合
イ・ロ（略）

ハ 立会外分売取扱会員は、原則として上場のための数量制限付分売の日から起算して3日以内に、本所所定の「数量制限付分売後の株式の分布状況表」を提出するとともに、当該上場のための数量制限付分売の結果を新規上場申請者に通知するものとする。

(c)（略）

c～e（略）

(新設)

(3)・(4)（略）

(5) 純資産の額

(新設)

産の額」

- b 前a (a)に規定する直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」とは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額 (四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 (平成 1 9 年内閣府令第 6 4 号) の規定により作成された四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第 6 0 条第 1 項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下この (5) において同じ。)をいう。ただし、新規上場申請者が I F R S 任意適用会社 (連結財務諸表規則第 9 3 条に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は四半期財務諸表等を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。以下同じ。) である場合又は同規則第 9 5 条において準用する連結財務諸表規則第 9 5 条の規定の適用を受ける場合は、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。
- c 前bの場合において、有価証券上場規程第 3 条第 6 項第 4 号に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額 (四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 (平成 1 9 年内閣府令第 6 3 号) の規定により作成された四半期貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第 5 3 条第 1 項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下この (5) において同じ。)が負でないことを要するものとする。
- d b及び前cの規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でな

- a 第 5 号に規定する「純資産の額」とは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額 (連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和 5 1 年大蔵省令第 2 8 号。以下「連結財務諸表規則」という。) の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第 4 5 条の 2 第 1 項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び少数株主持分を控除して得た額をいう。以下同じ。) をいうものとする。ただし、新規上場申請者が I F R S 任意適用会社 (連結財務諸表規則第 9 3 条に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は四半期財務諸表等を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。以下同じ。) である場合又は同規則第 9 5 条の規定の適用を受ける場合は、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。
- b 前aの場合において、上場申請日の直前事業年度の末日における貸借対照表に基づいて算定される純資産の額 (財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第 5 4 条の 3 第 1 項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。以下同じ。) が負でないことを要するものとする。
- c a及び前bの規定にかかわらず、新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でな

い場合の a (a) に規定する 直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」とは、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者が I F R S 任意適用会社である場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

e b から前 d までの規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の a (a) に規定する直前四半期会計期間の末日における「純資産の額」とは、新規上場申請者が四半期連結財務諸表を財務書類として掲記しているときは、四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が四半期連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額又は結合四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

f 前 e において、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、上場申請日の直前四半期会計期間の末日以前 3 年間の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は上場申請日の直前四半期会計期間の末日における同中値により行うものとする。

f の 2 a (b) において、新規上場申請者又はその子会社が上場申請日の属する事業年度の初日以後において、次の (a) 又は (b) に掲げる行為を行っている場合には、当該 (a) 又は (b) に定める会社の純資産の額について審査対象とするものとする。

い場合の 第 5 号 に規定する「純資産の額」とは、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者が I F R S 任意適用会社である場合は、貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。

d a から前 c までの規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合の第 5 号に規定する「純資産の額」とは、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記しているときは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、貸借対照表又は結合貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額をいうものとする。この場合において、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、直前事業年度の末日からさかのぼって 3 年間ににおける東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は直前事業年度の末日における同中値により行うものとする。

(新設)

(新設)

(a) 合併 (新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者間の子会社間の合併を除く。)

合併主体会社

(b) 株式交換 (新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者間の子会社間の株式交換を除く。)

株式交換主体会社

g a (a)において、新規上場申請者が上場申請日の属する四半期会計期間の初日以後に持株会社になった場合 (他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。) には、その子会社 (持株会社になった日の子会社に限る。) の四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額 (当該子会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額) (当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該四半期連結貸借対照表又は四半期貸借対照表を連結又は結合した貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額) について審査対象とするものとする。

h a (a)において、新規上場申請者が、会社分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社 (当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。) であって、上場申請日の直前四半期会計期間の末日においてその事業を承継していない又は譲り受けていない場合には、有価証券上場規程に関する取扱い要領 2 . (3) d の 2 又は e の 2 の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る純資産の額に相当する額について審査対象

e 第 5 号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後に持株会社になった場合 (他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。) には、その子会社 (持株会社になった日の子会社に限る。) の連結貸借対照表 (当該子会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表) に基づいて算定される純資産の額に相当する額 (当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結貸借対照表若しくは貸借対照表を連結又は結合した貸借対照表に基づいて算定される純資産の額に相当する額) について審査対象とするものとする。

f 第 5 号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社 (当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。) であって、上場申請日の直前事業年度の末日においてその事業を承継していない又は譲り受けていない場合には、有価証券上場規程に関する取扱い要領 2 . (3) d の 2 又は e の 2 の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る純資産の額に相当する額について審査対象とする

とするものとする。

i a(a)において、新規上場申請者が上場申請日の属する四半期会計期間の初日以後相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の連結四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額）に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額（保険業法第89条第1項ただし書に規定する額を除く。）を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に關する書面に剰余金処分量として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

j a(a)において、新規上場申請者が上場申請日の属する四半期会計期間の初日以後外国持株会社となった場合で、本所が適当と認めるときは、本所が適当と認める財務書類に基づいて算定される純資産の額について審査対象とするものとする。

k 新規上場申請者（gから前jまでに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）が上場申請日の属する四半期会計期間の初日以後においてgから前jまでに規定する行為を重ねて行っている場合については、gから前jまでの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

l 新規上場申請者が、上場申請日の直前四半期会計期間の末日の翌日以後に新規上場申請に係る株券の公募を行う場合又は行った場合であって、直前四半期会計期間の末日における純資産の額、公募による調達見込額又は調

ものとする。

g 第5号において、新規上場申請者が上場申請日の属する事業年度の初日以後相互会社から株式会社への組織変更を行う場合には、当該相互会社の連結貸借対照表（当該相互会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、貸借対照表）に基づいて算定される純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における純資産の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の基金の額（保険業法第89条第1項ただし書に規定する額を除く。）を控除するとともに、当該相互会社の剰余金処分に關する書面に剰余金処分量として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

h 第5号において、新規上場申請者が直前事業年度の翌日以後外国持株会社となった場合で、本所が適当と認めるときは、本所が適当と認める財務書類に基づいて算定される純資産の額について審査対象とするものとする。

i 新規上場申請者（eから前hまでに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。）が上場申請日の属する事業年度の初日以後においてeから前hまでに規定する行為を重ねて行っている場合については、eから前hまでの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

（新設）

達額及び審査対象とする純資産の額を記載した本所所定の「純資産の額計算書」を提出するときは、当該「純資産の額計算書」に記載される純資産の額について審査対象とするものとする。

m bから前1までの規定は、a(b)について準用する。この場合において、これらの規定中「直前四半期会計期間」とあるのは、「直前事業年度」と、「四半期連結貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）」とあるのは「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）」と、「同規則第60条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第45条の2第1項に規定する準備金等」と、「同規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条」とあるのは「連結財務諸表規則第95条」と、「有価証券上場規程第3条第6項第4号に定める四半期貸借対照表のうち直近の四半期貸借対照表」とあるのは「「上場申請のための有価証券報告書」に記載された直前事業年度の末日における貸借対照表」と、「四半期財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第63号）」とあるのは「財務諸表等規則」と、「四半期貸借対照表」とあるのは「貸借対照表」と、「同規則第53条第1項に規定する準備金等」とあるのは「同規則第54条の3第1項に規定する準備金等」と、「四半期連結財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と、「結合四半期貸借対照表」とあるのは「結合貸借対照表」と、「上場申請日の属する四半期会計期間」とあるのは「上場申請日の属する事業年度」とそれぞれ読み替えるものとする。

(新設)

る。

(6) 利益の額
(削る)

a 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書等（連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。）に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

b 前aの規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る第6号に規定する「利益の額」とは、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等規則第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとす

(6) 利益の額

a 第6号に規定する「最近」の起算は、上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。（以下、「最近」の起算については、この取扱いにおいて同じ。）

b 第6号に規定する「利益の額」とは、連結損益計算書等（連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。）に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表規則第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」（同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）とのいずれか低い額に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合又は同規則第95条の規定の適用を受ける場合は、連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

c 前bの規定にかかわらず、審査対象期間において新規上場申請者が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間に係る第6号に規定する「利益の額」とは、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等規則第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」（同規則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び

る。

c a及び前bの規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合は、第6号に規定する「利益の額」とは、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記しているときは、連結損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額又は経常利益金額に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、損益計算書又は結合損益計算書に基づいて計算される当期純利益金額又は経常利益金額に相当する額をいうものとする。

d (略)

e (略)

f (略)

fの2 第6号において、新規上場申請者又はその子会社が審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において株式交換（新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。）を行っている場合は、株式交換を行う前については、株式交換主体会社の連結損益計算書に基づいて算定される利益の額（株式交換主体会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、株式

債務免除益の金額を除外した額）のいずれか低い額をいう。以下同じ。）をいうものとする。ただし、当該新規上場申請者がIFRS任意適用会社である場合は、損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額をいうものとする。

d b及び前cの規定にかかわらず、新規上場申請者が外国会社である場合は、第6号に規定する「利益の額」とは、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記しているときは、連結損益計算書に基づいて算定される当期純利益金額又は経常利益金額に相当する額をいうものとし、新規上場申請者が連結財務諸表を財務書類として掲記していないときは、損益計算書又は結合損益計算書に基づいて計算される当期純利益金額又は経常利益金額に相当する額をいうものとする。この場合において、本国通貨の本邦通貨への換算は、原則として、直前事業年度の末日からさかのぼって3年間における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値の平均又は直前事業年度の末日における同中値により行うものとする。

e (略)

f (略)

g (略)

(新設)

交換主体会社の損益計算書に基づいて算定される利益の額)について審査対象とするものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、株式交換主体会社の利益の額(cに規定する利益の額をいう。)又は新規上場申請者の結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

g 第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が持株会社であって、持株会社になった後、新規上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)には、最近2年間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社(持株会社になった日の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結損益計算書等(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に基づいて算定される利益の額に相当する額(当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等(四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書、又は四半期連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。)若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額)について審査対象とするものとする。

h 第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者が前gの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が持株会社であって、持株会社になった後、新規上場申請日の直前事業年度の末日までに3年以上を経過していない場合(他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。)には、最近3年間のうち持株会社になる前の期間については、当該期間に係る子会社(持株会社になった日の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結損益計算書等(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に基づいて算定される利益の額に相当する額(当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の当該連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等(四半期連結損益計算書及び四半期連結利益計算書、又は四半期連結損益及び包括利益計算書をいう。以下同じ。)若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書に基づいて算定される利益の額に相当する額)及び当該期間に係る子会社(持株会社になった日の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結損益計算書等(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書)に掲記される売上高に相当する額(当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社

h 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあつては、合併主体会社）が、会社分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であつて、審査対象期間にその事業の承継又は譲り受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲り受け前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.（3）dの2又はeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

i 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあつては、合併主体会社）が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であつて、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の連結会計年度の連結損益計算書等（当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づき算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分量として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

の当該連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書に掲記される売上高に相当する額）について審査対象とするものとする。

i 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がgの規定の適用を受ける場合にあつては、合併主体会社）が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社（当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。）であつて、審査対象期間にその事業の承継又は譲り受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲り受け前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.（3）dの2又はeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

j 第6号において、新規上場申請者（新規上場申請者がgの規定の適用を受ける場合にあつては、合併主体会社）が、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合であつて、審査対象期間に当該組織変更前の期間が含まれるときは、その組織変更前の期間については、当該相互会社の連結会計年度の連結損益計算書等（当該相互会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、損益計算書）に基づき算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。この場合における利益の額に相当する額の算定においては、当該相互会社の剰余金処分に関する書面に剰余金処分量として掲記される社員配当準備金を費用とみなすものとする。

j (略)

k 新規上場申請者(f から前 j までに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。)が審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において f から前 j までに規定する行為を重ねて行っている場合には、 f から前 j までの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

1 前2.(5) f の規定は、第6号において準用する。

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a ~ f (略)

g 新規上場申請者(外国会社を除く。)又はその子会社が審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後に合併(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。)又は株式交換(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の株式交換を除く。)を行っている場合には、審査対象期間のうち当該合併又は株式交換を行う前の期間については、合併主体会社又は株式交換主体会社の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

(8) ~ (11) (略)

2. の2 第4条(上場審査基準)第2項関係

(1) (略)

(削る)

k (略)

1 新規上場申請者(g から前 k までに規定する会社のうち新規上場申請者以外の会社を含む。)が審査対象期間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において g から前 k までに規定する行為を重ねて行っている場合には、 g から前 k までの規定の趣旨に照らして本所が適当と認める財務情報に基づいて算定される利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

(新設)

(7) 虚偽記載又は不適正意見等

a ~ f (略)

g 新規上場申請者(外国会社を除く。)又はその子会社が審査対象期間に合併(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。)を行っている場合には、審査対象期間のうち当該合併前の期間については、合併主体会社の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

(8) ~ (11) (略)

2. の2 第4条(上場審査基準)第2項関係

(1) (略)

(2) 株式の分布状況

第2号に規定する「本邦内株主」とは、上場申請に係る株券の本所の市場における売買単位以上の株式を実質的に所有している本邦内に住

(2) (略)

2. の4 第4条(上場審査基準)第4項関係

(1)・(2) (略)

(削る)

2. の5 第4条(上場審査基準)第5項関係

(1) 第5項に規定する第4条第1項第2号における少数特定者持株数及び株主数については、株券上場廃止基準第2条第2号aに規定する少数特定者持株数及び同条第2号bに規定する株主数をいうものとする。

(2) 第5項に規定する「本所が適当と認める場合」とは、国内の他の金融商品取引所における当該新規上場申請者の株券等について、円滑な流通等が確保されている状況である場合をいう。

4. 第5条(Q-Boardの上場審査)関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、それ

所又は居所を有する者(上場申請に係る株券等が、外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、本所のみを上場申請が行われるときは、外国に住所又は居所を有する者を含む。)をいうものとする。

(3) (略)

2. の4 第4条(上場審査基準)第4項関係

(1)・(2) (略)

(3) 外国株預託証券等の分布状況

第3号に規定する「本邦内における外国株預託証券等の所有者数」とは、上場申請に係る外国株預託証券等の本所の市場における売買単位以上の外国株預託証券等を実質的に所有している本邦内に住所又は居所を有する者(上場申請に係る外国株預託証券等が、外国の金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されていない場合であって、本所のみを上場申請が行われるときは、外国に住所又は居所を有する者を含む。)をいうものとする。

(新設)

4. 第5条(Q-Boardの上場審査)関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規

ぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第1号関係

(a)～(e) (略)

(f) 新規上場申請者が外国会社である場合で、当該新規上場申請に係る株券等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されておらず、かつ、本所のみで新規上場申請が行われる場合には、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に、次のイ及びロに掲げる事項が記載されていること。

イ・ロ (略)

(g) (a) から前(f) までの規定にかかわらず、新規上場申請者の発行する株券が既に国内の他の金融商品取引所に上場しており、新規上場申請者の企業内容等の開示実績が良好である場合には、その状況を勘案して、審査を行うこととする。

b～d (略)

(2) (略)

(3) (1) 又は前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、分割により承継する事業及び分割の計画等について、(1) 又は前(2)に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(4) 第3項に規定する本所が定める期間は、本所が上場申請を受理してから2か月とする。

5. 第6条(Q-Boardへの上場審査基準)
第1項関係

(1) 株式の分布状況

a・b (略)

上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第1号関係

(a)～(e) (略)

(f) 新規上場申請者が外国会社である場合で、当該新規上場申請に係る株券等が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されておらず、かつ、本所のみで新規上場申請が行われる場合には、「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に、次のイ及びロに掲げる事項が記載されていること。

イ・ロ (略)

(新設)

b～d (略)

(2) (略)

(3) (1) 又は前(2)の規定にかかわらず、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、分割により承継する事業及び分割の計画等について、(1) 又は前(2)に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(新設)

5. 第6条(Q-Boardへの上場審査基準)
第1項関係

(1) 株式の分布状況

a・b (略)

c 元引受会員は、原則として上場に係る公募等の申込期間終了の日から起算して3日目（休業日を除外する。）の日までに、本所所定の「公募又は売出実施通知書」を提出するとともに、当該上場に係る公募等の内容を新規上場申請者に通知するものとする。

d ~ g （略）

(2)・(3) （略）

(4) 純資産の額

2.(5)の規定は第4号の場合に準用する。

(5) （略）

5.の2 第6条(Q-Boardへの上場審査基準)第2項関係

(1) (略)

(2) 削除

5.の3 第6条(Q-Boardへの上場審査基準)第3項関係

(1) (略)

(2) 削除

6.第6条(Q-Boardへの上場審査基準)第4項関係

(1) 第4項ただし書に規定する「株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこ

c 元引受会員は、原則として上場に係る公募等の申込期間終了の日から起算して3日以内に、本所所定の「公募又は売出実施通知書」を提出するとともに、当該上場に係る公募等の内容を新規上場申請者に通知するものとする。

d ~ g （略）

(2)・(3) （略）

(4) 純資産の額

a 2.(5) aからgまでの規定は、第4号の場合に準用する。この場合において、d中「直前事業年度の末日」とあるのは「上場日」と読み替えるものとする。

b 第4号に規定する「上場日における純資産の額」とは、上場申請日の直前事業年度の末日における純資産の額に、第1号aに規定する上場申請にかかる公募により増加する純資産の額を加算した額とする。

(5) （略）

5.の2 第6条(Q-Boardへの上場審査基準)第2項関係

(1) (略)

(2) 2.の2(2)の規定は、第1号の場合に準用する。

5.の3 第6条(Q-Boardへの上場審査基準)第3項関係

(1) (略)

(2) 2.の4(3)の規定は、第1号の場合に準用する。

6.第6条(Q-Boardへの上場審査基準)第4項関係

(1) 第4項ただし書に規定する「株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこ

と」とは、株主数が100人以上であることをいうものとする。

(2) (略)

7. 第7条(上場市場の変更審査)関係

(1) 第1項の規定において準用する第2条第1項各号に掲げる事項の審査は、1.(1)から1.(4)までの規定に準じて行うものとする。この場合において、本所は、Q-Boardへの上場時から上場会社の事業内容、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、企業の継続性及び収益性並びに上場後の企業内容等の開示実績を中心に審査を行うことができるものとする。

(2) 2.(5)の規定は、第1項の規定において準用する第4条第1項第5号に規定する純資産の額について準用する。この場合において、2.(5)中「新規上場申請日の属する事業年度の初日以後に新規上場申請者が「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書を作成した場合」とあるのは、「市場変更申請日の属する事業年度の初日(市場変更申請日とその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日)以後に上場市場変更申請者が四半期報告書を作成した場合」と、「上場申請のための四半期報告書」又は四半期報告書」とあるのは「四半期報告書」と、「上場申請のための有価証券報告書」とあるのは「直近の有価証券報告書」とそれぞれ読み替えるものとする。

(3) 2.(6)の規定は、第1項の規定において準用する第4条第1項第6号に規定する利益の額について準用する。この場合において、2.(6)中「上場申請日の属する事業年度の初日」とあるのは「市場変更申請日の属する事

と」とは、株主数が50人以上であることをいうものとする。

(2) (略)

7. 第7条(上場市場の変更審査)関係

(1) 1.から2.の4までの規定は、第1項の場合に準用する。

(2) 4.から5.の3までの規定は、第2項の場合に準用する。

(新設)

業年度の初日（市場変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の初日）」と、「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前事業年度の末日（市場変更申請日がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）」とそれぞれ読み替えるものとする。

(4) 2.(7)の規定は、第1項の規定において準用する第4条第1項第7号に規定する虚偽記載または不適正意見等について準用する。 (新設)

この場合において、2.(7)中「上場申請日の直前事業年度の末日」とあるのは「市場変更申請日の直前事業年度の末日（市場変更申請日
がその直前事業年度の末日から起算して1か月以内である場合には、当該直前事業年度の前事業年度の末日）」とそれぞれ読み替えるものとする。

(5) 第3項に規定する本所で定める期間は、 (新設)

本所が上場市場の変更申請を受理してから3か月とする

付 則

- 1 この改正規定は、平成24年5月10日から施行する。
- 2 改正後の1、2、2.の2、2.の4、2.の5、5、5.の2、5.の3及び6の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に上場申請を行う者から適用する。
- 3 改正後の7の規定は、施行日以後にQ - B o a r dからの上場市場の変更申請を行う者から適用する。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(公募又は売出実施通知書の作成の時期等)</p> <p>第1条の5 上場前公募等規則第3条の6第1項に規定する「遅滞なく」とは、原則として上場前の公募等の申込期間終了の日から起算して3日目(休業日を除外する。)の日までをいうものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成24年5月10日から施行する。</p>	<p>(公募又は売出実施通知書の作成の時期等)</p> <p>第1条の5 上場前公募等規則第3条の6第1項に規定する「遅滞なく」とは、原則として上場前の公募等の申込期間終了の日から起算して3日目の日までをいうものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5 . 第 5 条 (決定事項等に係る通知及び書類の提出) 関係</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 第 1 項に規定する書類の提出は、次の a から n までに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該 a から n までに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a ~ c の 2 (略)</p> <p>c の 3 第 2 条第 1 項第 1 号 d の 3 に掲げる事項</p> <p>次の (a) 及び (b) に掲げる書類</p> <p>(a) ・ (b) (略)</p> <p>d ~ n (略)</p> <p>(4) ~ (7) (略)</p>	<p>5 . 第 5 条 (決定事項等に係る通知及び書類の提出) 関係</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 第 1 項に規定する書類の提出は、次の a から n までに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該 a から n までに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a ~ c の 2 (略)</p> <p>c の 3 <u>上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則</u>第 2 条第 1 項第 1 号 d の 3 に掲げる事項</p> <p>次の (a) 及び (b) に掲げる書類</p> <p>(a) ・ (b) (略)</p> <p>d ~ n (略)</p> <p>(4) ~ (7) (略)</p>
<p><u>9 . の 2 第 1 0 条 (Q - B o a r d の 上 場 会 社 における事業の状況等の関する書類の提出) 関係</u></p> <p>(1) <u>第 1 項に規定する書類については、本所が適当と認める書類をもって当該書類の提出に代えることができるものとする。</u></p> <p>(2) <u>第 2 項に規定する「本所が定める日」とは、次の a 及び b に定めるところによるものとする。</u></p> <p>a <u>上場日から 3 年を経過した日の属する事業年度の末日</u></p> <p>b <u>前 a に規定する日から 3 年を経過するごとの日</u></p> <p>(3) <u>第 3 項に規定する「本所が認める場合」とは、第 2 条各項に規定により開示された事項において、本所が必要と認めるものをいうものとする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

付 則

- 1 この改正規定は、平成24年5月10日から施行する。
- 2 改正後の9.の2(2)aの規定は、改正規定施行の日の前日において、本所に株券が上場されているQ - B o a r dの上場会社については、改正規定施行の日以後に開始する事業年度の末日を本所の定める日として適用する。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係 (1)～(4) (略) (5) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2.(5) <u>b</u>に規定する連結貸借対照表(比較情報(財務諸表等規則第6条、連結財務諸表等規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第63号)第4条の3、四半期連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号)第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第3条の2及び中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成11年大蔵省令第24号)第4条の2に規定する比較情報をいう。以下同じ。)を除く。以下この号において同じ。)に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、同取扱い2.(5) <u>c</u>に規定する貸借対照表(比較情報を除く。以下この号において同じ。)に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合はこれに相当する額とする。)が負である場合をいう。ただし、IFRS任意適用会社(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。)である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて</p>	<p>1. 第2条(上場廃止基準)第1項関係 (1)～(4) (略) (5) 債務超過</p> <p>a 第5号に規定する「債務超過の状態」とは、株券上場審査基準の取扱い2.(5) <u>a</u>に規定する連結貸借対照表(比較情報(財務諸表等規則第6条、連結財務諸表等規則第8条の3、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第63号)第4条の3、四半期連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号)第5条の3、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第3条の2及び中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成11年大蔵省令第24号)第4条の2に規定する比較情報をいう。以下同じ。)を除く。以下この号において同じ。)に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、同取扱い2.(5) <u>b</u>に規定する貸借対照表(比較情報を除く。以下この号において同じ。)に基づいて算定される純資産の額とし、連結財務諸表規則第95条の規定の適用を受ける会社である場合はこれに相当する額とする。)が負である場合をいう。ただし、IFRS任意適用会社(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第4号に規定するIFRS任意適用会社をいう。以下同じ。)である場合は、当該連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は当該貸借対照表に基づいて</p>

算定される純資産の額)に相当する額(会計基準の差異による影響額(本所が必要と認めるものに限る。)を除外した額をいう。)が負である場合をいうものとする。

b・c (略)

d 第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハの区分に従い、当該イからハに規定する書面

イ~ハ (略)

(b) (略)

e・f (略)

(6)~(16) (略)

2. 第2条の2(Q-Boardの上場廃止基準)関係

(1) 株式の分布状況

a 1.(2)b及びc並びにfからkまでの規定は、第1号(ただし書を除く。)の場合に準用する。この場合において、1.(2)b中「第2号aの(2)に規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号bに規定する「150人以上とならない

算定される純資産の額)に相当する額(会計基準の差異による影響額(本所が必要と認めるものに限る。)を除外した額をいう。)が負である場合をいうものとする。

b・c (略)

d 第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。

(a) 次のイ又はロの区分に従い、当該イ又はロに規定する書面

イ~ハ (略)

(b) (略)

e・f (略)

(6)~(16) (略)

2. 第2条の2(Q-Boardの上場廃止基準)関係

(1) 株式の分布状況

a 1.(2)b及びc並びにfからkまでの規定は、第1号(ただし書を除く。)の場合に準用する。この場合において、1.(2)b中「第2号aの(2)に規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号bに規定する「150人以上とならない

とき」とあるのは「第1号に規定する「1か年以内に100人以上とならないとき」と、「上場株式数の80%以下とならないとき又は150人以上とならないとき」とあるのは「100人以上とならないとき」と、1.(2)hからkまでの規定中「第2号b」とあるのは「第1号」と読み替える。

b (略)

(2) (略)

(2)の2 業績

a 第3号の2に規定する「最近4連結会計年度」とは、直前連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には直前事業年度)の末日からさかのぼって4連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、事業年度と読み替えるものとする。)をいうものとする。

b 第3号の2に規定する「営業利益」とは、連結損益計算書等(比較情報を除く。)(審査対象期間において上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、損益計算書(比較情報を除く。))に記載される営業利益をいうものとする。ただし、上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、連結損益計算書上の営業利益に相当する額をいうものとする。

c 第3号の2に規定する「営業活動によるキャッシュ・フロー」とは、連結キャッシュ・フロー計算書(審査対象期間において上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない期間がある場合は、当該期間については、キャッシュ・フロー計算書)に記載される営業活動によるキャッシュ・フローをいうものとする。ただし、上場会社が連結財務諸表規則第93条又は第95条の規定の適用を受ける場

とき」とあるのは「第1号に規定する「1か年以内に50人以上とならないとき」と、「上場株式数の80%以下とならないとき又は150人以上とならないとき」とあるのは「50人以上とならないとき」と、1.(2)hからkまでの規定中「第2号b」とあるのは「第1号」と読み替える。

b (略)

(2) (略)

(新設)

合は、連結キャッシュ・フロー計算書上の営業活動によるキャッシュ・フローに相当する額をいうものとする。

d 第3号の2に規定する「1か年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないとき」とは、第3号の2に規定する「最近4連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローが負」となった審査対象連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には審査対象事業年度）の末日の翌日から起算して1年を経過する日（事業年度の末日の変更により当該1年を経過する日が上場株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間において営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が正とならないときをいうものとする。

(3) (略)

(3) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成24年5月10日から施行する。
- 2 改正後の2.(2)の2の規定は、この改正規定施行の日の前日において本所に株券が上場されているQ - B o a r dの上場会社については、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度を最初の連結会計年度として適用する。

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第 3 条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券 (優先株、投資信託受益証券及び投資証券を除き、上場優先出資証券及び上場外国株預託証券等を含む。以下同じ。) については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h) の 2、(h) の 3、(j) (k) (m) の 5 又は (n) に該当する場合は監理銘柄 (審査中) に指定し、それ以外の場合は監理銘柄 (確認中) に指定する。</p> <p>(a) ~ (c) (略)</p> <p>(d) 上場会社が株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号 (同条第 2 項若しくは第 3 項又は同基準第 2 条の 2 第 1 項第 3 号、第 2 項若しくは第 3 項の規定による場合を含む。) に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、同号に該当するかどうかを確認できないとき。</p> <p><u>(d) の 2 上場会社が株券上場廃止基準第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の 2 (第 2 項若しくは第 3 項の規定による場合を含む。) に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、 同号に該当するかどうかを確認できないとき。</u></p> <p>(e) ~ (n) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p>	<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第 3 条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券 (優先株、投資信託受益証券及び投資証券を除き、上場優先出資証券及び上場外国株預託証券等を含む。以下同じ。) については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(h) の 2、(h) の 3、(j) (k) (m) の 5 又は (n) に該当する場合は監理銘柄 (審査中) に指定し、それ以外の場合は監理銘柄 (確認中) に指定する。</p> <p>(a) ~ (c) (略)</p> <p>(d) 上場会社が株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号 (同条第 2 項若しくは第 3 項又は同基準第 2 条の 2 第 1 項第 4 号、第 2 項若しくは第 3 項の規定による場合を含む。) に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であって、同号に該当するかどうかを確認できないとき。</p> <p>(新設)</p> <p>(e) ~ (n) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p>
<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定期間)</p> <p>第 4 条 前条に規定する銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところ</p>	<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定期間)</p> <p>第 4 条 前条に規定する銘柄の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次の各号に定めるところ</p>

による。

(1) 株券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(a)～(d) (略)

(e) 前条第1号aの(a)の2、(b)の2、(c)、(d)、(d)の2、(f)、(h)の2、(h)の3、(j)、(k)、(k)の2及び(m)の2から(n)の場合

b (略)

(2)～(4)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成24年5月10日から施行する。

による。

(1) 株券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)から(e)までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(a)～(d) (略)

(e) 前条第1号aの(a)の2、(b)の2、(c)、(d)、(f)、(h)の2、(h)の3、(j)、(k)、(k)の2及び(m)の2から(n)の場合

b (略)

(2)～(4)

2 (略)

東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第2条（株券上場審査基準の特例）関係 （削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（1） 第2条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者（Q - B o a r dへの新規上場申請者を除く。）についての株券上場審査基準の取扱い2.(7)の規定の適用については、同取扱いd中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合並びに監査報告書及び四半期レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。</p>	<p>2. 第2条（株券上場審査基準の特例）関係</p> <p>（1） 第2条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>a 株券上場審査基準の取扱い2.(5)の規定は、第2条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者について準用する。ただし、第2条第1項において読み替えて適用する場合の株券上場審査基準第4条第1項第5号ただし書の適用を受ける場合にあっては、本所が適当と認める財務書類に基づいて算定される純資産の額について審査対象とするものとする。</p> <p>b 第2条第1項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、同項において読み替えて適用する株券上場審査基準第4条第1項第5号に定める基準に適合することを説明する書面を提出するものとする。</p> <p>（2） 第2条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い2.(6)の規定の適用については、同取扱い中「及び債務免除益の金額」とあるのは「、債務免除益の金額及び東日本大震災に起因した特別損失」とする。</p> <p>（3） 第2条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者（Q - B o a r dへの新規上場申請者を除く。）についての株券上場審査基準の取扱い2.(7)の規定の適用については、同取扱いd中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合並びに監査報告書及び四半期レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。</p>

(2) 第2条第1項の規定の適用を受ける新規
上場申請者(Q-Boardへの新規上場申請
者に限る。)についての株券上場審査基準の取扱
い5.(5)の規定の適用については、同取扱い
b中「記載されていない場合」とあるのは「記
載されていない場合並びに監査報告書、中間監
査報告書及び四半期レビュー報告書において、
東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外
事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項
を付した限定付結論」が記載されている場合」
とする。

付 則

この改正規定は、平成24年5月10日から
施行する。

(4) 第2条第3項の規定の適用を受ける新規
上場申請者(Q-Boardへの新規上場申請
者に限る。)についての株券上場審査基準の取扱
い5.(5)の規定の適用については、同取扱い
b中「記載されていない場合」とあるのは「記
載されていない場合並びに監査報告書、中間監
査報告書及び四半期レビュー報告書において、
東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外
事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項
を付した限定付結論」が記載されている場合」
とする。

**退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する
取扱い要領の特例の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>1. 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異(費用の減額処理が行われるべきものを除く。)が発生した新規上場申請者に対する株券上場審査基準第4条第1項第5号及び第6号の規定の適用に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2.(5)bに規定する<u>四半期連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額並びに同c及びdに規定する四半期貸借対照表に基づいて算定される純資産の額</u>について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額(会計基準変更時差異から直前四半期会計期間以前において費用処理された額を控除した額をいう。)を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、同取扱い2.(6)aに規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同bに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算する(株券上場審査基準の取扱い2.(5)mにより読み替えて準用する場合にあっては、同2.(5)bに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額並びに同2.(5)c及び2.(5)dに規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額(会計基準変更時</p>	<p>1. 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>退職給付会計基準の適用により会計基準変更時差異(費用の減額処理が行われるべきものを除く。)が発生した新規上場申請者に対する株券上場審査基準第4条第1項第5号及び第6号の規定の適用に当たっては、株券上場審査基準の取扱い2.(5)aに規定する連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額及び同bに規定する貸借対照表に基づいて算定される純資産の額について、それぞれ、会計基準変更時差異未処理額(会計基準変更時差異から直前事業年度以前の事業年度において費用処理された額を控除した額をいう。)を控除したうえで税効果相当額を加算するとともに、同取扱い2.(6)bに規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度において会計基準変更時差異として費用処理された額を加算することができるものとする。</p>

差異から直前事業年度以前において費用処理された額を控除した額をいう。)を控除したうえで税効果相当額を加算する。)ことができるものとする。

2. 退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱いの特例(株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係)

退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度(平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。)において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上場申請者に対する株券上場審査基準第4条第1項第6号の規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、株券上場審査基準の取扱い2.(6) aに規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同bに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度における当該会計基準の変更による影響額(過年度に係る影響額に限る。)を加算することとする。

付 則

この改正規定は、平成24年5月10日から施行する。

2. 退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている場合における影響額に関する取扱いの特例(株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係)

退職給付会計基準を適用する事業年度前の事業年度(平成10年6月以後に終了する事業年度に限る。)において、退職給与引当金に係る会計基準を変更することにより退職給与引当金の積増しを行っている新規上場申請者に対する株券上場審査基準第4条第1項第6号の規定の適用に当たっては、当該会計基準の変更が正当な理由に基づくものと認められている場合には、株券上場審査基準の取扱い2.(6) bに規定する連結損益計算書等に基づいて算定される利益の額及び同cに規定する損益計算書に基づいて算定される利益の額について、それぞれ、審査対象事業年度における当該会計基準の変更による影響額(過年度に係る影響額に限る。)を加算することとする。